

REPORT 2024

# JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

上川中央農業協同組合

# DISCLOSURE CONTENTS

## ごあいさつ

多くの皆さまに当組合を幅広く知っていただくため、「2024ディスクロージャー誌」を発行・開示させていただきます。

本誌を通じてさらなるご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## I. JA上川中央の概要

1. 経営理念・経営方針	1ページ
2. 主要な業務の内容	2ページ
3. 経営の組織	9ページ
4. 社会的責任と地域貢献活動	12ページ
5. リスク管理の状況	15ページ
6. 自己資本の状況	18ページ

## II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	19ページ
2. 最近5年間の主要な経営指標	24ページ
3. 決算関係書類(2期分)	25ページ

## III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	47ページ
2. 信用事業の状況	48ページ
3. 貯金に関する指標	50ページ
4. 貸出金等に関する指標	51ページ
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	55ページ
6. 有価証券に関する指標	56ページ
7. 有価証券等の時価情報	57ページ
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59ページ
9. 貸出金償却の額	59ページ

## IV. その他の事業

1. 営農指導事業	60ページ
2. 共済事業	60ページ
3. 販売事業	62ページ
4. 利用加工事業	63ページ
5. 購買事業	64ページ

## V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	65ページ
2. 自己資本の充実度に関する事項	67ページ
3. 信用リスクに関する事項	70ページ
4. 信用リスク削減手法に関する事項	74ページ
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	76ページ
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	76ページ
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	76ページ
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	77ページ
9. 金利リスクに関する事項	78ページ

## VI. 役員等の報酬体系

1. 役員	80ページ
2. 職員等	80ページ
3. その他	80ページ

## VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

81ページ
-------

## VIII. 沿革・歩み

1. 沿革・歩み	82ページ
2. トピックス	83ページ

## IX. 記載項目

84ページ
-------

# I. JA上川中央の概要

## 1. 経営理念・経営方針

### ○経営理念

わたくしたちは協同組合組織として大地とともにいき、豊かさと安心を求め、組合員とお客様が共生し幸せになれる仕事に努めます。

注釈) 「組織」とは、経営体・生産者も意味する。  
「大地」とは、自然・地域・施設・家畜なども意味する。  
「いき」とは、①「生き」、②「活き」、③「進む」なども意味する。  
「豊かさ」とは、健康・健全性も意味する。

### ○事業方針(中期計画)

地域の経営資源(人・土地・資本)を最大限に活用し、事業運営にあたり、次の3つの基本方針を掲げ、足腰の強いJAづくりを進めます。

#### 1. 農業所得の増大

- ① 直接販売体制の強化
- ② 訪問推進による予約購買の拡大
- ③ 貸出強化プランの実践

#### 2. 地域課題と向き合う活動

- ① 農業政策への対応
- ② 省力化・効率化農業の推進

#### 3. 持続可能なJA経営基盤の確立・強化

- ① JA経営資源の選択と集中
- ② 自己資本の造成
- ③ 農協改革の実践

### ○第30回JA北海道大会決議の実践方策

第30回JA北海道大会決議事項に基づき、組合員との対話を行い、頂いたご意見・ご提案をもとに設定した「第5次中期経営3ヵ年計画」(以下、「中期計画」という。)の実践を通じて、「農業者の所得増大」に取組んでまいります。

また、実践を支える持続可能なJA経営基盤を確立・強化することで、総合事業を基本としたJA運営に取組んでまいります。なお、中期計画の取組みと成果について、対話等を通じて評価し、次の取組みにつなげることで、PDCAサイクルを回し、中期計画を着実に実践します。

#### 1. 農業所得の増大

- ①買取販売の拡大による安定した農業所得の増大
- ②生産資材の早期予約割引の実施による低コスト化の実現

#### 2. 組合員との対話と意思反映

食や農を応援し共に行動してくれる仲間として准組合員の声も聴き、正・准組合員が一体となったJA運営を実現します。

また、准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、「農業者の所得増大」につながるよう取組みます。

## 2. 主要な業務の内容

### 事業のご案内

#### 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### ■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

種類	特徴と内容	預入期間	預入金額	
普通貯金	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。	自由	1円以上	
総合口座	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金がセットできるのが特色で、定期貯金の残高の90%以内(最高300万円)で自動融資を受けられます。	自由	1円以上	
貯蓄貯金	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、残高に応じて金額階層の利率を適用します。また、キャッシュカードもご利用いただけます。	自由	1円以上	
通知貯金	まとまった資金の短期運用に有利です。	7日以上	5万円以上	
定期貯金	スーパー定期貯金	短期運用から長期運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで、預入期間が3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。	1か月以上 5年以内	1円以上
	期日指定定期貯金	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しにできます。また、元金の一部お引き出しもできます。	最長3年 (据置1年)	1円以上
	自由金利型定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	変動金利型定期貯金	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。預入期間が3年以上ですと半年複利でお得になります。	1年以上 3年以内	1円以上
定期積金	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積立期間は6か月以上5年以内の間で自由に選べますので、プランにそって無理なく目標が達成できます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上	

※商品・サービスご利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

## ■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

種類		対象者	資金使途	融資金額	融資期間	
短期資金	貯金担保貸付	正組合員	特に定めない	定期貯金残高・定期積金払込済金額の90%	1年以内で担保貯金のうち最初に到来する満期日以内	
	共済担保貸付			解約返戻金の80%	1年以内	
	生産物担保貸付			担保評価額の80%	1年以内	
	制度資金つなぎ資金			制度資金における貸付実行までのつなぎ資金	補助金、制度資金等の受入額の範囲内	1年以内で制度資金の貸付実行日まで
	農業経営高度化促進事業資金			農業経営高度化促進事業に係る賦課金	賦課金の範囲内	1年以内
	JA営農応援ローン	I型	正組合員で、JAの税務対応支援を受けており、直近3カ年の税務申告書類の提出ができる方	運転資金	1億円以内で所要額以内	1年以内
		II型	正組合員			
	JA農業経営サポートローン	正組合員で経営所得安定対策の申請者	交付金相当額でJAに入金される範囲内	1年以内		
	証書貸付金	正組合員	特に定めない	担保又は返済財源の範囲内	1年以内	
	長期資金	JA農業経営ステップアップローン	正組合員 (正組合員が構成員となる団体を含む)	農業経営に必要な ①設備資金 ・農地等の取得、改良、造成など ・施設、機械の取得、増改築、修繕 ・従業員宿舎の取得、改修 ②中期運転資金 ・家畜の購入 ・生産資材の購入 ・法人化に必要な費用 ・借地権、機械利用権などの費用	事業費の範囲内	25年以内 (うち据置5年以内)
JAフルスペックローン		農機具、ハウス、格納庫、発電・蓄電設備、残存期間15年以内の他金融機関の農機具ローンの借換		15年以内(他金融機関の農機具ローンの借換資金の場合は、当初借入期間の残存期間内)		
農業経営継続特別支援資金		正組合員	生産資材価格の高騰や農畜産物価格の低迷など、著しい変動により農業経営に影響があった場合に必要とする営農資金 ※借入目定が明確で、後ろ向き対策ではないこと	必要とする営農資金の100%以内	5年以内 (うち据置1年以内)	
JA農業経営緊急支援資金		正組合員	災害に伴う再生資金、復旧資金、緊急的な農業情勢変化による必要資金	1,000万円以内	5年以内	

農業資金	長期資金	JA畜産等経営資金	生産物の販売サイクルが1年を超える棚卸資産を有する正組合員	・繁殖牛導入などに必要な長期運転資金 ・初生牛の育成や肥育に必要な運転資金 ・その他農業経営に必要な運転資金	事業費の範囲内	7年以内 (うち据置2年以内)
		JA再生可能エネルギー施設等資金	正組合員	発電・蓄電設備の取得資金	5,000万円以内	原則10年以内。 ただし、対象事業に応じ最長20年以内
		JAエクステンジローン		他金融機関から借入している農業経営(事業資金)の借換に必要な資金	借換に必要な額	15年以内で、かつ借換資金の残償選定期限内。
		JA新規就農応援資金	原則55歳未満で就農開始5年目までの新規就農者(正組合員に限る)	農業経営に必要な ・設備資金(制度資金の補完資金) ・運転資金	1,000万円以内	最長17年以内。 (うち最長据置5年以内)
		JA農業後継者応援資金				25年以内
		JA中核農業者応援資金				25年以内 (うち据置3年以内)
		JA担い手経営対策資金		・既往農業負債の借換 ・借換に必要な費用	既往農業負債の借換に必要な額	
		新営農資金	正組合員	・育苗施設の移設資金 ・農業機械の再整備資金 ・R22冷媒規制に伴う設備改修などの資金	事業費の範囲内	10年以内
		営農資金		負債整理資金	信用限度の範囲内	10年以内 (うち据置3年以内)
		営農振興資金		農業経営において組合員が必要とする資金	事業費の範囲内	20年以内 (うち据置3年以内)
		家畜導入資金		家畜の購入資金	事業費の範囲内	3年以内 (うち据置1年以内)
		長期資金		特に定めない	事業費の範囲内	15年以内 (うち据置3年以内)
		あいべつ農業チャレンジ資金【愛別地区のみ】	・農業者 ・農業法人	・土地改良事業 ・農業用施設整備 ・農機具購入 ・家畜購入、育成 ・加工、販売、観光の施設整備及び機材等の購入 ・法人化に必要な資金 ・愛別町長が特に認めたもの	(最高) ・個人 500万円 ・法人 3,000万円	(最高) 10年以内
		生活資金	短期資金	総合口座	個人	特に定めない
カードローン				生活に必要な一切の資金	(最高) 500万円以内	1年 (自動更新)
貯金担保貸付	特に定めない。				定期貯金残高・定期積金払込済金額の90%	1年以内で担保貯金のうち最初に到来する満期日以内
共済担保貸付	住所及び勤務地が当JA地域内であること			特に定めない	解約返戻金の80%	1年以内
JA住宅ローンつなぎ資金	組合員(正・准)			住宅ローンにおける貸付実行までのつなぎ資金	住宅ローン貸付決定額の90%以内	1年以内で住宅ローンの貸付実行日まで
証書貸付金	組合員(正・准)			特に定めない	担保又は返済財源の範囲内	1年以内

生活資金	マイカーローン	特に定めない	・車やバイク、除雪機等の購入 ・車検や保険などの費用 ・運転免許証の取得 ・カー用品の購入費用 ・車庫の建設費用 ・他行から借入中の自動車ローンの借換	(最高) 1,000万円以内	(最長) 15年以内
	自動車ローン	正組合員	自動車購入に必要な資金	事業費の範囲内	10年以内
	多目的ローン		・生活に必要な資金 ・2親等以内の医療、介護	(最高) 500万円以内	(最長) 10年以内
	フリーローン	特に定めない	・生活に必要な資金 ・他行から借入中の借換資金	(最高) 500万円以内	(最長) 10年以内
	教育ローン		ご子弟の入学金、授業料等の学費、 下宿代など	(最高) 1,000万円以内	(最長) 16年6カ月以内
	長期資金(生活)	組合員(正・准)	特に定めない	事業費の範囲内	15年以内 (うち据置3年以内)
	住宅ローン (新築・購入、借換)	組合員(正・准)	・住宅(新築、中古)の購入 ・土地などの購入 ・他行から借入中の住宅資金の借換	(最高) 1億円以内	(最長) 50年以内
	長期資金(住宅)	組合員(正・准)	・住宅(新築、中古)の購入 ・住宅の増改築 ・土地などの購入	2,000万円以内	25年以内
	リフォームローン	特に定めない	・住宅の増改築、改装、補修 ・住宅関連設備などの設置 ・空き家解体 ・他行リフォームローンの借換	(最高) 1,500万円以内	(最長) 20年以内
その他	地方公共団体貸付金	地方公共団体			
	その他の非営利法人貸付	その他の非営利法人	特に定めない	特に定めない	都度協議

※ご利用にあたっては、貸付対象要件や保証会社などの審査などがございます。

※所定の出資金が必要な場合がございます。

## ■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## ■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

分類	項目	自店宛(店内)	本・支所宛	系統宛	他行宛	
振込手数料	窓口利用	3万円未満	110	110	220	660
		3万円以上	330	330	440	880
		口座振替依頼書	110	—	—	—
		〃 (2件以上)	83(6/3から110)	—	—	—
ATM利用	3万円未満	55	110	110	330	
	3万円以上	165	220	220	440	
インターネット バンキング利用	3万円未満	55	110	110	330	
	3万円以上	165	220	220	440	

分類	項目	自店宛(店内)	本・支所宛	系統宛	他行宛
代金取立手数料 (1通につき)	普通扱い	—	440	440	660
	至急扱い	—	440	440	880
送金・振込組戻料 (1通につき)	3万円未満	—	—(6/3から110)	220	660
	3万円以上	—	—(6/3から330)	220(6/3から440)	660(6/3から880)
振込訂正手数料	1通につき	—	—(6/3から110)	—(6/3から220)	—(6/3から660)
取立手形組戻料	1通につき	—	—	220	660
不渡手形返却料	1通につき	—	—	220	660
取立手形店頭呈示料	1通につき	—	—	220	660

分類	内訳	内容	手数料	
再発行手数料	各種通帳	1冊につき	1,100	
	各種証書	1枚につき	1,100	
	ICキャッシュカード	1枚につき	1,100	
	一体型カード	1枚につき	1,100	
	ローンカード	1枚につき	1,100	
	小切手	1冊(50枚)につき	660	
証明書発行手数料	残高証明書	1枚につき	330	
	融資証明書	1枚につき	330	
	取引履歴明細表	1枚～20枚 以後10枚毎に	330 110	
繰上償還手数料	住宅ローン	一部	1回につき	3,300
		全額	—	33,000
	住宅ローン以外	一部	1回につき	3,300
		全額	—	5,500
住宅ローン実行手数料	住宅ローン貸付時	—	27,500	
両替手数料	持参、又は希望金種の合計枚数	～20枚	0	
		21～100枚	110	
		101～1,000枚	330	
		1,001～2,000枚	550	
		以後1,000枚ごとに	220	
現金精査手数料	持参した合計枚数 (当日1回に限る)	1～500枚	0	
		501～1,000枚	330	
		1,001～2,000枚	550	
		以後1,000枚ごとに	220	
未利用口座管理手数料(6/3から)	1万円未満で2年以上ご利用のない口座	1年間	1,320	

## 共済事業



JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

種類	内容と特徴
ひと 万が一 終身共済 【一生にわたって備えられる万が一保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一生にわたって万一の保障を確保できます。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の<b>重度要介護状態</b>や<b>第1級後遺障害</b>の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「<b>共済掛金払込免除</b>」によりいただきません。</li> </ul>
万が一 養老生命共済 【貯蓄しながら備えられる万が一保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●貯蓄しながら備えられる万一の保障です。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の<b>重度要介護状態</b>や<b>第1級後遺障害</b>の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「<b>共済掛金払込免除</b>」によりいただきません。</li> </ul>
万が一 定期生命共済 【お手頃な共済掛金で万が一保障をしっかり準備】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>お手頃な共済掛金</b>で、ライフプランに合わせて<b>必要な期間</b>が選べます。</li> <li>●死亡時だけでなく、所定の<b>重度要介護状態</b>や<b>第1級後遺障害</b>の状態も保障します。</li> <li>●所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「<b>共済掛金払込免除</b>」によりいただきません。</li> </ul>



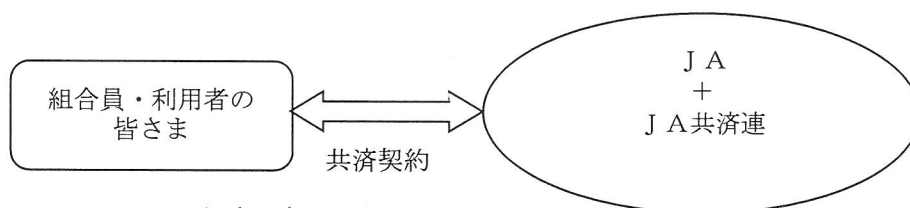
万が一	引受緩和型終身共済 【健康に不安のある方もご加入しやすい万ー保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通院中の方、病歴がある方も<b>簡単な告知</b>でお申込みいただけます。</li> <li>●一生涯にわたって、お亡くなりになられた時の保障が確保できます。</li> <li>●80歳までご加入いただけます。</li> </ul>
	一時払終身共済 【まとまった資金で一生涯の万ー保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一生涯にわたってお亡くなりになられたときの保障が確保できます。</li> <li>●死亡共済金を<b>相続対策</b>にご活用いただけます。</li> <li>●医師による診査は必要なく、<b>簡単な告知</b>でお申込みいただけます。</li> </ul>
	生存給付特約付一時払終身共済 【一生涯の万ー保障に生前贈与の機能をプラス】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生存給付金を<b>生前贈与</b>としてご活用いただけます。</li> <li>●死亡共済金を<b>相続対策</b>にご活用いただけます。</li> <li>●医師による診査は必要なく、<b>簡単な告知</b>でお申込みいただけます。</li> </ul>
病氣	医療共済 メディフル 【日帰り入院からまとまった一時金を受け取る充実の医療保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日帰り入院からまとまった<b>一時金</b>が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。</li> <li>●一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて<b>自由に設計</b>できます。</li> <li>●健康を維持した場合に<b>健康祝金</b>が受け取れます。</li> </ul>
	引受緩和型医療共済 【健康に不安のある方もご加入しやすい一生涯の医療保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通院中の方、病歴がある方も<b>簡単な告知</b>でお申込みいただけます。</li> <li>●日帰り入院から、手術、放射線治療を<b>一生涯保障</b>します。</li> <li>●<b>持病(既往症)の悪化、再発</b>もしっかり保障します。</li> <li>●全額自己負担となる<b>先進医療の技術料</b>を保障します。</li> </ul>
	がん共済 【生きるを応援する充実のがん保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●上皮内がんを含む様々な<b>“がん”</b>や<b>脳腫瘍の診断時や再発時</b>、入院・手術等を幅広く保障します。</li> <li>●がんの<b>長期化や再発時</b>にがん治療共済金を受け取れます。</li> <li>●<b>入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障</b>しますので、安心です。</li> <li>●ご意向にあわせて、<b>保障内容</b>を選べます。</li> </ul>
	生活障害共済 働くわたしのささエール 【働けなくなるリスクに備えられる安心の保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公的な制度である<b>身体障害者手帳制度と運動したわりやすい保障</b>です。</li> <li>●身体障害状態を<b>幅広く保障</b>します。原因が病気がケガかを問わず保障します。</li> <li>●一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」の<b>プラン</b>を選べます。</li> </ul>
	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール 【身近な生活習慣病のリスクに備える保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで<b>幅広く保障</b>します。</li> <li>●4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、<b>最大で4回共済金お支払い</b>します。</li> <li>●<b>継続的な治療による様々な経済的負担</b>に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。</li> </ul>
老後	認知症共済 【一生涯にわたって備えられる認知症の保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症はもちろん、認知症の前段階の<b>軽度認知障害(MCI)</b>まで幅広く保障します。</li> <li>●認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする<b>各種サービス</b>がご利用いただけます。</li> <li>●<b>簡単な告知</b>でご加入いただけます。</li> </ul>
	介護共済 【一生涯にわたって備えられる介護保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一生涯にわたる<b>介護保障</b>で不安の高まる高齢者も安心です。</li> <li>●介護共済金(一時金)は<b>ご自宅の改修などの初期費用</b>に役立てられます。</li> <li>●<b>公的介護保険制度</b>に運動したわりやすい保障です。</li> </ul>
	一時払介護共済 【まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一生涯にわたる<b>介護保障</b>で不安の高まる高齢期も安心です。</li> <li>●<b>公的介護保険制度</b>に運動したわりやすい保障です。</li> <li>●<b>死亡給付金</b>は相続対策にご活用いただけます。</li> </ul>
	予定利率変動型年金共済 ライフロード 【自分で準備する将来の年金保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年(毎月)の共済掛金で老後の<b>生活資金が積立感覚</b>で準備できます。また、<b>年金額の増加</b>が期待でき、一度増加した年金額は減りません。</li> <li>●<b>個人年金保険料控除</b>が受けられます。</li> <li>●医師による診査は必要なく、<b>簡単な告知</b>でお申込みいただけます。</li> <li>●加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた<b>柔軟な保障設計</b>ができます。</li> </ul>
お子様の将来	学資応援隊 【学資金を効率的に準備したい方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学資金のお受取りは、<b>進学時期に合わせた中学・高校・大学プラン</b>からお選びいただけます。</li> <li>●<b>高い貯蓄性と保障</b>がバランスよく備わっていて、<b>効率的に資金準備</b>できます。</li> <li>●ご契約者(親族)が<b>もしものとき</b>、<b>その後の共済掛金</b>はいただきます。</li> <li>●お子さま・お孫さまのために<b>75歳までご契約</b>いただけます。</li> </ul>
	こども共済 【お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万ー保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>ご入学(園)の時期に入学祝金</b>が、<b>満期のときは満期共済金</b>がお受取りになれます。</li> <li>●お子さま・お孫さまが<b>万ーのとき</b>には、<b>手厚い一時金</b>をお支払いします。</li> <li>●ご契約者(親族)が<b>もしものとき</b>、<b>その後の共済掛金</b>はいただきます。</li> </ul>
	えがお 【入学の時期にあわせて入学祝金を受け取り、お子さまの保障をより手厚くしたい方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>ご入学(園)の時期に入学祝金</b>が、<b>満期のときは満期共済金</b>がお受取りになれます。</li> <li>●お子さま・お孫さまの<b>成長に合わせて、万ーのときの保障</b>が手厚くなります。</li> <li>●ご契約者(親族)が<b>もしものとき</b>、<b>その後の共済掛金</b>はいただきます。</li> </ul>
いえ	建物更生共済(むてきプラス・My家財プラス) 【火災はもちろん地震などの自然災害にも備えられる建物や家財などの保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災や盗難等の事故はもちろん、台風や地震等の<b>自然災害による損害も保障</b>します。</li> <li>●掛け捨てではありません。保障期間満了時に<b>満期共済金をお支払い</b>します。</li> <li>●ご契約の建物や家財で発生した火災や自然災害によって、ケガや死亡されたときには、<b>傷害共済金</b>をお支払いします。</li> <li>●火災や自然災害にあわれたときに発生する残存物のとり片づけに必要な費用や消火にかかった費用のほか、<b>当面の生活に必要な費用等</b>をお支払いします。</li> </ul>
	火災共済 【火災や落雷などの災害に備えられる住まいや家財の保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住まいと家財の損害を幅広く保障します(建物更生共済と保障内容が異なります)。</li> </ul>
くるま	自動車共済 クルマスター 【お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●必要な保障をムダなく揃えた自動車共済です。</li> <li>●JAの自賠責共済とセットでご加入されると割引を受けることができます。</li> </ul>
	JAの自賠責共済	<ul style="list-style-type: none"> <li>●万ー、自動車事故で他人を死傷させてしまったときなどに備え、JAの自動車共済とあわせてご加入ください。なお、自動車共済とセットでご加入されると割引を受けることができます。</li> </ul>

日常	傷害共済 【日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スピーディーに共済金をお支払いいたします。</li> <li>●10名様以上のご契約は共済掛金がお得になります。</li> <li>●手続きが簡単で、診査は不要です。</li> </ul> <b>【傷害共済の種類】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①. 普通傷害共済</li> <li>②. 農作業中傷害共済</li> <li>③. 特定農機具傷害共済</li> <li>④. 就業中傷害共済</li> <li>⑤. 交通事故傷害共済</li> <li>⑥. 旅行傷害共済</li> <li>⑦. 学校管理下外傷害共済</li> <li>⑧. 臨時作業傷害共済</li> </ul>
	イベント共済 【イベント開催時の万一の事故などに対するプラン】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この共済はイベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セット又はそれぞれ単独でご加入いただけます。</li> <li>●ご加入には一定の制限がありますので、詳細はJAまでお問合せください。</li> </ul>
	賠償責任共済 【日常生活のさまざまなリスクにしっかり対応】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本国内で発生した日常の様々なリスクに対応した共済です。</li> </ul>
農業	農業者賠償責任共済 【農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。</li> <li>●農地面積と支払限度額に基づく、わかりやすい共済掛金設定です。</li> <li>●自動継続のため、継続手続きが不要です。</li> </ul>

※この他に、ボランティア活動共済、団体定期生命共済などがございます。

#### ◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA :JA共済の窓口です。

JA共済連 :JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積立などを行っています。

### 営農指導事業



営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

### 経済事業



#### 〔農業関連事業〕

##### ◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めています。

##### 〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給、Aコープとして親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにより、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

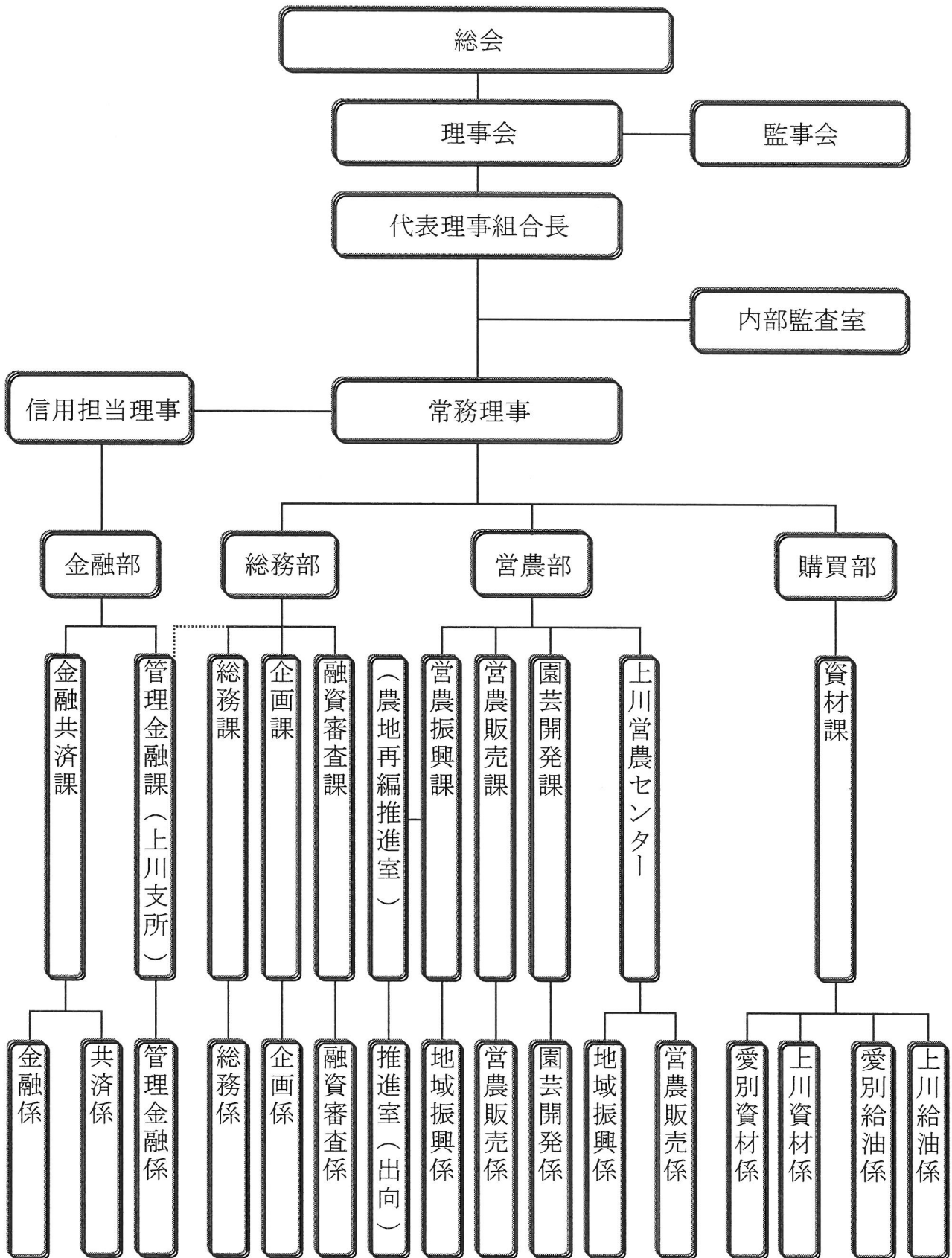
##### 〔生産施設事業〕

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

JA上川中央の生産施設は、お米の色彩選別施設、大根・きゅうり・アスパラガスなどの共同選果施設があります。

### 3. 経営の組織

① 組織機構図（令和6年4月1日現在）



② 組合員数

	R4年度末	R5年度末	増 減
正 組 合 員 数	347	336	-11
個 人	314	302	-12
法 人	33	34	1
准 組 合 員 数	1,835	1,777	-58
個 人	1,778	1,721	-57
法 人	57	56	-1
合 計	2,182	2,113	-69

③ 組合員組織の状況

(令和6年1月末現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
農 協 青 年 部	奥 典大	51 名
農 協 女 性 部	愛 別 支 部 藤村 仁美	32 名
	上 川 支 部 石山 小百合	30 名
農 協 フレッシュミズ	渡 辺 志穂子	17 名
愛 別 町 米 麦 生 産 振 興 協 議 会	鉛 口 裕 二	63 名
上 川 町 も ち 米 生 産 団 地 組 合	清 野 佳 朗	17 名
愛 別 町 そ 菜 振 興 協 議 会	渡 辺 智 弘	24 名
上 川 町 畑 作 園 芸 振 興 会	舟 橋 智 和	33 名
あ い べ つ き の こ 振 興 会	宮 田 哲 雄	4 名
上 川 中 央 農 協 畜 産 振 興 会	五 木 田 威 義	12 名
上 川 町 大 豆 部 会	藤 田 直 人	4 名
上 川 町 そ ば 部 会	石 山 浩 幸	25 名
上 川 町 ト マ ト ・ ミ ニ ト マ ト 部 会	舟 橋 智 和	7 名
愛 別 町 農 業 用 機 械 利 用 組 合 連 合	林 信 幸	7 団 体
愛 別 町 農 業 青 色 申 告 会	久 米 啓 一	61 名

当JAの組合員組織を記載しています。

④ 地区一覧

愛別町 一円  
上川町 一円

⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和6年4月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 長	大 村 正 利	理 事	遠 藤 初 美
常 務 理 事	福 島 慶 喜	理 事	藤 村 仁 美
理 事	松 岡 康 弘	信 用 担 当 理 事	高 橋 勝 彦
理 事	岩 城 一 憲	代 表 監 事	高 田 峰 雄
理 事	青 木 光 晴	監 事	清 野 佳 朗
理 事	昔 農 昌 人	監 事	藤 田 美 智 子
理 事	武 田 明 彦		

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和6年1月末現在)

店舗名		住所	電話番号	CD/ATM設置台数
本所	事務所(兼金融店舗)	上川郡愛別町字本町125番地	(01658)6-5311	1台
	生産資材愛別店	上川郡愛別町字本町154番地	(01658)6-5314	
	愛別精米所	上川郡愛別町字南町37番地	(01658)6-4348	
	ホクレン愛別給油所	上川郡愛別町字南町510番地の3	(01658)6-5336	
支所	事務所(兼金融店舗)	上川郡上川町北町189番地	(01658)2-1111	1台
	生産資材上川店	上川郡上川町新町147番地の1	(01658)2-1338	
	ホクレン上川給油所	上川郡上川町旭町25番地の22	(01658)2-1459	

(店舗外CD・ATM設置台数 台)

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

(令和6年1月末現在)

区分	氏名又は名称 (商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業 代理業者	該当する事項なし		
共済代理店	愛別モータース(株)	上川郡愛別町字南町2番地	上川郡愛別町字南町2番地
	三愛自動車工業(株)	上川郡愛別町字南町418番地の4	上川郡愛別町字南町418番地の4
	愛別自動車整備工業(株)	上川郡愛別町字本町139番地	上川郡愛別町字本町139番地
	植山モータース(株)	上川郡上川町花園町	上川郡上川町花園町
	梶沼商会(株)	上川郡上川町南町123番地	上川郡上川町南町123番地

#### 4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	<p>当組合は、愛別町、上川町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。</p> <p>当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。</p>
組 合 員 数	2,113名(正組合員336名、准組合員1,777名)
出 資 金	805百万円
1. 地域からの資金調達状況	
■ 貯金積金残高	18,414百万円
■ 貯金商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通貯金</li> <li>○総合口座</li> <li>○貯蓄貯金</li> <li>○通知貯金</li> <li>○スーパー定期貯金</li> <li>○期日指定定期貯金</li> <li>○自由金利型定期貯金</li> <li>○変動金利型定期貯金</li> <li>○定期積金</li> </ul>

開示項目例	開示内容								
2. 地域への資金供給状況									
■ 貸出金残高	<p>○貸出先別 (単位;百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>組合員等</td> <td>2,744</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>1,211</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,968</td> </tr> </table>	組合員等	2,744	地方公共団体	1,211	その他	12	合計	3,968
	組合員等	2,744							
地方公共団体	1,211								
その他	12								
合計	3,968								
	<p>○使途別</p> <table border="1"> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>設備資金 ほか</td> <td>2,213</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,968</td> </tr> </table>	運転資金	1,749	設備資金 ほか	2,213	合計	3,968		
運転資金	1,749								
設備資金 ほか	2,213								
合計	3,968								

(単位;百万円)

## ■ 制度融資取扱状況

資金名	目的	期末残高
農業近代化資金	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金	142
畜産特別支援資金 (大家畜・養豚)	負債の償還が困難な大家畜・養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る	46
畜産経営維持緊急支援資金		36
農業経営負担軽減支援資金	経営環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者が、償還負担の軽減を図るのに必要な資金	55
農林漁業施設資金 (スーパーW)	経営環境の変化に対応するために必要な資金	71
農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	農業経営改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金	271
農林漁業セーフティネット資金	自然災害や社会的・経済的環境変化等により、農業経営の維持安定が困難な農業者が、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期かつ低利な資金	130
経営体育成強化資金	・前向き投資資金 ・償還負担軽減資金 ・民事再生法等により事業の再生に必要な資金	126
青年就農等支援資金	新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける資金	4
その他	—	21

## ■ 融資商品

資金名	内容
制度資金つなぎ資金	制度資金における貸付実行までのつなぎ資金
農業経営高度化促進事業資金	農業経営高度化促進事業に係る賦課金
農業 農業経営継続特別支援資金	生産資材価格の高騰や農畜産物価格の低迷など、著しい変動により農業経営に影響が生じた場合に必要とする営農資金
新営農資金	・育苗施設の移設資金 ・農業機械の再整備資金 ・R22冷媒規制に伴う設備改修等資金

■ 融資商品	農業	営農資金	負債整理資金
		営農振興資金	農業経営において組合員が必要とする資金
		家畜導入資金	家畜の新規購入資金
		長期資金	特に定めなし
	生活	あいべつ農業チャレンジ資金【愛別地区のみ】	・土地改良 ・施設整備 ・農業用機械の取得 ・町長が必要と認めたもの
		長期資金(住宅)	・住宅(新築・中古)の購入 ・増改築
		長期資金(生活)	特に定めなし
	自動車ローン	自動車購入に必要な資金	

開示項目例	開示内容
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
■ 文化的・社会的貢献	<p>当JAでは地域貢献活動として以下の行事などに参加しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事への参加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛別夏まつり</li> </ul> </li> <li>○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいべつきのこの里フェスティバル</li> <li>・愛別夏まつり</li> <li>・コープさっぽろ食べるたいせつフェスティバル</li> </ul> </li> <li>○年金相談会の開催</li> <li>○日本赤十字社の献血への積極的参加</li> </ul>
■ 情報提供活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合員だより等のJA広報誌の発行</li> <li>○インターネットやFAX等を通じた、組合員等利用者への情報提供など</li> </ul>
■ 店舗体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本所 住所 上川郡愛別町字本町125番地</li> <li>○支所 住所 上川郡上川町北町189番地</li> </ul>

開示項目例	開示内容
4. 地域貢献に関する事項(地域との繋がり)	
■ 農業振興活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全・安心な農産物づくりへの取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポジティブリスト制度への対応</li> <li>・農業生産工程(GAP)への取り組み推進</li> <li>・残留農薬検査の実施</li> <li>・栽培履歴の提出、確認、保管</li> </ul> </li> <li>○ファーマーズマーケットの開設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝もぎ市場を開設</li> </ul> </li> <li>○農業祭の開催、地産地消・食育の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員感謝祭(本所、支所)の開催</li> <li>・小学校での食育活動</li> </ul> </li> </ul>



## 5. リスク管理の状況

### ■ リスク管理体制

#### 〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、課題の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの全ての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

## ■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

### ○基本方針

当JAは昭和22年の創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### ●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 法令専担者の配置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

## ■ 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話: (01658)6-5311(月～金曜日 9時から17時))

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ●信用事業

・札幌弁護士会(※札幌弁護士会紛争解決センター電話:011-251-7730)

・①の窓口、またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)にお申し出ください。なお、札幌弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### ●共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.icstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

## 6. 自己資本の状況

### ① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、17.55%となりました。

### ② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

#### ○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	上川中央農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	801百万円(前年度800百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

とりわけ、財務基盤強化のため、令和4年度より3か年計画で増資運動に取り組んでおり、令和5年度末の出資金額は、対前年度比4百万円増の8.05億円となっています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

## Ⅱ. 業績等

### 1. 直近の事業年度における事業の概況

#### (1) 全般的概要

5月に新型コロナウイルスの感染法上の分類が引き下げられたことで、当JAも組合員大感謝祭を4年ぶりに開催することができ、青年部・女性部や生産者組織活動などもほぼコロナ前の状態に戻りつつあります。全国的に人流も活発化して個人消費とインバウンド需要が回復傾向にあることで、ようやく潮目が変わり農家経済も好転すると期待は高まりました。

しかし、思いもよらぬ記録的な猛暑が北海道を含む列島全体を襲い、当地区においても大半の農産物が高温や断続的な降雨による影響を受け、商品化率や品位に大きく影響を及ぼしました。

特に大根についてはJA発足以来、最低生産量だった前年実績をもさらに下回るほど影響でも全道的な状況と同様、腐敗粒、着色粒、しわ粒といった気象要因による品質低下が目立ちました。

コメについても、作況指数は上川「105」との発表でしたがその実感は薄く、特にうるち米は高温障害による製品歩留まりや品質の低下が著しく、概算金単価は上昇したものの総収入金額においてそれを相殺してしまう状況でした。

酪農・畜産においては、2年連続で乳価の引上げがあったものの、生産者の対策も及ばぬほどの暑熱ストレスによる乳量の大幅低下に加え、次年度に向けて繁殖障害やその他疾病への影響も気掛かりです。また、物価高が家計を直撃する中で、牛肉消費が減退し枝肉卸売価格も低迷したことで、肥育農家の導入意欲が低下し子牛価格が急激に値を下げた結果、黒毛和牛を対象に21年振りに肉用子牛生産者補給金が発動されるなど深刻な状況です。

こうした厳しい生産環境でしたが、春の出荷契約数量を大きく上回る(107%)コメの集荷に深いご理解とご協力をいただきました。また、野菜類全般が高価格で推移したことに加え大根における直販率を90%以上にまで高めた上に、キュウリやトマトなどの果菜類も新たな直販品目として取り入れ有利販売に努力した結果、令和5年度の販売取扱実績は、当初計画並みの約53.3億円を確保することができました。

上川地区のライン改修等を含む工事が、1年の後ろ倒しとなり足掛け2年に及びましたが両地区のコメ色彩選別施設の全工事が終了しました。これに生産者段階での網目調整による原料米の受入れ基準の見直しにご協力いただいたことが相乗し、施設稼働効率が格段に向上した結果、両地区において大幅に調整期間を短縮することができましたし、運転費用の圧縮にも繋がりました。

そうした中、令和5年度北海道優良米生産出荷共励会の生産グループの部において、上川町もち米生産団地組合が最優秀賞を獲得しました。歴史あるもち米専作地帯としての特徴的な取り組みや、近年の安定した生産が高く評価されたもので、これを機に組合活動がこれまでも増して活発化されることを期待します。

また、2023年度上川地区JA青年部大会における活動実績発表大会で、JA上川中央青年部が最優秀賞を獲得しました。発表者である盟友2名は連日、深夜まで猛練習に励まれ、その努力の賜物と敬意を表します。12月に上川地区代表として出場した全道青年部大会においては、優秀賞と検討しましたが全国大会への出場は叶いませんでした。

取り組みが近隣JAに立ち遅れていた組合員への情報提供や連絡調整等の電子化につきましては、多くのJAの利用実績を持つ「JAコネクト」を導入し利用者を募りました。現在

のところ90名近い組合員に登録いただいておりますが、更に利用者拡大を図りペーパーレス化と情報提供の迅速化を促進してまいります。

当JAは、上川中央部5JA合併検討委員会から退会することとしました。令和3年2月の検討委員会設立当初から参画し、約3年にわたり5JAによる合併を協議してまいりましたが、当JA発足17年目を迎えるにあたって、未だ解決すべき課題が多く残されている状況にあります。それゆえ、「今は合併ではなく単協としての経営を足元から固めることが肝要である」と、全役員の一一致した判断によるものであります。

当JAは当面、単独による事業運営を継続し、高度化・多様化する組合員の期待や要望に応えられるJAへと発展していくことを目指してまいりますので、組合員の皆様には、引き続きJA結集にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度決算におきまして、当期未処分剰余金として当初の計画額を上回る、ほぼ昨年並みの成果を上げることができました。これも多くの組合員のJA事業運営に対する深いご理解、地域住民の皆様、行政・関係機関・団体などのご支援、ご指導の賜物と感謝と御礼を申し上げ、事業報告といたします。

## (2) 主要な事業活動の内容

### ① 信用事業

#### 【貯金】

地域の課題解決に寄与するためコンサルタント機能として、職員研修により地域振興に繋がる資金対応力向上及びネットバンクの普及、推進の実施、またJAバンク経営戦略シートの取り組みにより、コストの削減を図りました。

また、残高推移は当座性貯金で前年比2億5,975万円の増加、定期性貯金は9,194万円増加となり、年度末残高は184億1,405万円（前年比101.9%）の実績で当座性比率47.1%となり、前年より0.5%増加となりました。

#### 【貸出金】

基盤整備事業に係る農地取得、改良や農機具、施設新設などで農業資金は伸びている中で生活資金の住宅ローンについても新規案件がありましたが、残高は590万円の減少で年度末残高は39億6,829万円（前年比99.9%）で前年割れとなりました。

今後も債権の保全に努め、融資事業の健全性を確保し、組合員皆様の要望に応じて参ります。

#### 【預金】

皆様からお預かりしている資金を預金として、運用を行っております。

残高は、前年より1億8,616万円増加し、当初計画より3億1,069万円の増加となり期末残高137億6,726万円（前年比101.4%）の実績でした。

預け入れ先は主に北海道信連で、低金利の状況による運用となっていることなどから奨励金の減収が続いています。

次年度は、このような状況を踏まえ運用が有利になるよう様々な情報を集め収益確保に努めてまいります。

#### 【借入金】

今年度も新たな借入はなく、937万円の償還を行い期末残高は、7,172万円（前年比88.4%）の実績でした。

今後においても、他部門運用比率の確認並びに預貯金内容の検討、また、固定比率についても十分留意し、最低限の借入計画の実施に努めて参ります。

## ② 共済事業

短期入院にも備えられる医療共済メディフルを中心に『ひと・いえ・くるまの総合保障』の提案、および世帯毎の保障点検活動に取り組みました。

年度末共済保有高は 245億 5,314万円（前年比94.4%）、短期共済は掛け金ベースで、1億1,136万円（前年比 97.3%）の実績でした。

## ③ 購買事業

### 【生産資材】

新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類に移行し経済の活性化が期待されました。反面、長引く国際紛争や円安の影響により資材価格の高止まりが続き、原料の確保や物流の効率化の課題など、生産資材を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。厳しい状況が続くことが予想されますが、取りまとめによる予約購買を強化し、営農コスト低減に向けた良質安価な資材の供給に努めて参ります。

資材供給高は、19億 2,243万円（前年比108.3%）の取扱実績でした。

### 【給油所】

中東情勢緊迫の長期化や石油製品の在庫減少および円安の影響もあり、国からの補助金は継続されたものの、原油相場は高値のまま推移しました。

新型コロナウイルスの規制緩和によりガソリンの供給数量は増加しましたが、高止まりによる買控え等の影響等により灯油・軽油の取扱量は減少しました。

厳しい状況は続くことが予想されますが、製品の安定供給に努めて参ります。

給油所供給高は、6億 418万円（前年比 99.7%）の取扱実績でした。

## ④ 販売事業

2023年のコロナに対応した行動制限が撤廃され、経済活動の正常化が進んだ1年でした。世界に衝撃を与えたロシアとウクライナの衝突は、膠着状態に陥っており、昨年10月には、中東で軍事衝突が起こるなど、不穏な状況が続いています。

また、アメリカやヨーロッパでは総じてインフレが続いており、金融政策が引き締められています。この影響で円安が進んでおり、原油価格、配合飼料をはじめ輸入品の値上がりなど農業への影響が更に顕著な年となりました。

そのような状況の中で販売総額として53億 3,469万円（前年比98.3%）の実績となり、組合員皆様の深いご理解とご協力に厚くお礼を申し上げます。

### 【農産】

米穀については、上川管内の作況指数が「105」となり、5年連続で豊穰の秋を迎える事ができ、主食用米67,923俵（うるち30,414俵・もち米37,509俵）の出荷実績でした。

品質面に於いても高温による影響から低蛋白出荷率は昨年を大幅に下回る結果となり良品質米生産に苦悩する年となりました。販売面ではゆめぴりかが、基準品率が46%と低く通年供給が困難な状況となっており、第2区分を使用した「八十九」を販売をしていくなど品質面でも苦慮をした年となっています。

青果については大根の直接販売率が9割を超えて新たに胡瓜・トマト・米ナスも大手スーパーと直接販売がスタートをしています。高温の悪条件の中で品質の評価もあり、大きく進捗させることができました。

畑作物に於いても高温の影響があり収量に影響がありましたが、相場動向は堅調に推移しました。

### 【きのこ】

えのきが11月にコープさっぽろで愛別町産シャキシャキえのきとしPB商品となり、

前年を大きく上回る取扱となっており、なめこも今年に同じくPB商品となり次年度に向けて期待をする取組となっています。舞茸は、ここ数年続く大手メーカーの増産が収まらずに更に需給状況が崩れて大手メーカーとのシェアの争奪戦は、終わることがなく激化しています。

きのこの取扱額は、11億 5,799万円（前年比 108.4%）の実績でした。

#### 【酪農・畜産】

生乳については、需給ギャップから生産抑制の取り組みを全道で取組ことになったが、猛暑の影響から母牛がコンディションを崩し 7,106 t（前年比98.8%）の実績となりました。

個体販売は子牛価格が、乳用種、交雑種ともに価格は大きく下回ったが、乳用種は大幅な回復傾向にあり、黒毛和種下落が続いている。枝肉価格は、昨年に続き相場安の状況が続いています。

畜産の取扱額は、20億 8,484万円（前年比95.5%）の実績でした。

#### ⑤ 指導事業

ロシアのウクライナ侵略長期化により、食料価格やエネルギーの価格が高騰し、その影響は世界経済の見通しを不透明にしています。

日本では円安傾向が続き、燃料や資材価格の上昇に拍車がかかり、家計や農業経営の負担として影響を及ぼす年となりました。

営農振興事業では、昨年度に引き続き道の化学肥料購入支援金給付事業のとりまとめ申請や、当組合の独自支援事業等で営農を側面からバックアップしました。

制度資金では、目的に応じた資金についての相談活動を展開し、近代化資金・L資金の融資を進めてきました。

JA朝もぎ市場「ふくる」は、約3年続いた「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」への転換を迎え、いよいよ本格的な運営がスタートしました。

営農相談体制では、営農計画書作成支援・税務申告の相談・各種事業・ホクレンRTKシステムの利用推進について取り組みしてまいりました。

愛別地区に於ける国営農地再編整備事業については、当初計画に基づき順調に経過し、各地区一連工事の結果、136haが施工されました。工事施工済み累計面積は619haとなり、49.4%の進捗率となっております。

#### (3) 当該事業年度中に実施した重要事項

##### ① 上川中央部5JA合併検討委員会からの退会

当JA発足17年目を迎えるにあたって、未だ解決すべき課題が多く残されている状況にあるなか、今は合併ではなく単協としての経営を足元から固めることが肝要であるとの判断によるものです。

#### (4) 組合として解決すべき重要課題とその対応方針

##### 1) 地域の農業振興

- ① 農業所得の増大
- ② 担い手の確保・支援
- ③ 地域社会をつなぐ活動強化

##### 2) 事業の合理化

大幅な利用低下により不採算事業に陥った営農施設の合理化

##### 3) 経営基盤の強化

自己資本の強化（出資・各種積立金の強化）

##### 4) 正組合員出資額の平準化（営農規模により）



- 5) 自己改革の実践方針（農業者の所得増大の取組）、中長期の収支シミュレーションを踏まえた経営基盤強化の取組、准組合員の意思反映及び事業利用方針を総会で決定する等（「3つの方針」）への対応については、総会資料別紙のとおりです。

## 2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	R1年度 (H31)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
経常収益	3,442	3,280	3,453	2,888	3,288
信用事業収益	154	146	141	139	144
共済事業収益	67	61	63	59	53
農業関連事業収益	3,157	2,964	3,163	2,620	2,981
その他事業収益	63	107	84	69	108
経常利益	78	90	94	85	77
当期剰余金(注)	63	74	76	73	64
出資金	768	772	782	800	805
出資口数	768,217	772,222	782,050	800,709	805,069
純資産額	1,478	1,534	1,585	1,626	1,649
総資産額	18,576	19,579	20,015	20,611	21,014
貯金等残高	16,142	17,186	17,594	18,062	18,414
貸出金残高	4,022	4,028	3,956	3,974	3,968
有価証券残高					
剰余金配当金額	27	32	32	44	42
出資配当の額	9	9	9	9	7
事業利用分量配当の額	18	23	23	35	35
職員数	81人	84人	80人	79人	77人
単体自己資本比率	17.85%	18.33%	18.72%	18.50%	17.55%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

### 3. 決算関係書類(2期分)

#### ■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	R4年度	R5年度	科 目	R4年度	R5年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	17,734,006	17,925,434	1 信用事業負債	18,264,177	18,613,438
(1) 現金	84,097	93,943	(1) 貯金	18,062,357	18,414,051
(2) 預金	13,581,094	13,767,257	(2) 借入金	81,092	71,720
系統預金	13,472,599	13,644,421	(3) その他の信用事業負債	75,591	82,440
系統外預金	108,494	122,835	未払費用	2,081	2,183
(3) 貸出金	3,974,189	3,968,292	その他の負債	73,509	80,257
(4) その他の信用事業資産	71,777	72,337	(4) 債務保証	45,135	45,226
未収収益	71,279	71,546			
その他の資産	498	790			
(5) 債務保証見返	45,135	45,226	2 共済事業負債	50,812	46,827
(6) 貸倒引当金	△ 22,288	△ 21,623	(1) 共済資金	25,923	22,960
2 共済事業資産		6	(2) 未経過共済付加収入	24,825	23,786
(1) その他の共済事業資産		6	(3) 共済未払費用	63	81
3 経済事業資産	996,778	1,040,824	3 経済事業負債	550,653	550,410
(1) 経済事業未収金	310,383	352,249	(1) 経済事業未払金	472,085	455,645
(2) 経済受託債権	82,126	106,994	購買未払金	259,528	240,223
(3) 棚卸資産	222,130	202,248	その他の未払金	212,557	215,422
購買品	179,429	162,101	(2) 経済受託債務	13,642	39,382
販売品	2,889	6,532	(3) その他の経済事業負債	64,925	55,382
その他の棚卸資産	39,811	33,613	経済事業前受収益	41,703	37,134
(4) その他の経済事業資産	386,023	383,763	その他の負債	23,222	18,247
経済事業未収収益	19,021	24,858			
酪農畜産支援勘定	311,577	327,819	4 雑負債	72,091	97,684
その他の資産	55,424	31,086	(1) 未払法人税等	5,778	10,747
(5) 貸倒引当金	△ 3,885	△ 4,430	(2) リース債務	11,977	9,138
4 雑資産	310,671	307,036	(3) その他の負債	54,336	77,798
(1) 組勘未決済勘定	161,599	168,231	5 諸引当金	47,754	55,761
(2) その他の雑資産	149,847	139,648	(1) 賞与引当金	5,187	5,331
(3) 貸倒引当金	△ 775	△ 843	(2) 退職給付引当金	30,752	35,585
5 固定資産	741,212	748,162	(3) 役員退職慰労引当金	11,814	14,844
(1) 有形固定資産	740,596	746,245	負債の部合計	18,985,489	19,364,123
建物	1,439,889	1,469,583	(純資産の部)		
構築物	312,212	321,863	1 組合員資本	1,626,251	1,649,969
機械装置	694,072	728,933	(1) 出資金	800,709	805,069
車両運搬具	136,474	143,920	(2) 利益剰余金	832,712	852,997
工具器具備品	109,709	108,855	利益準備金	373,800	388,800
土地	182,846	186,847	税効果積立金	22,198	19,548
減価償却累計額	△ 2,134,610	△ 2,213,758	経営基盤強化積立金	335,500	353,500
(2) 無形固定資産	616	1,916	当期末処分剰余金	101,213	91,148
商標権	239	190	(うち当期剰余金)	73,904	64,807
その他の無形固定資産	376	1,726	(3) 処分未済持分	△ 7,170	△ 8,097
6 外部出資	805,240	973,080	純資産の部合計	1,626,251	1,649,969
(1) 外部出資	806,240	974,080	負債及び純資産の部合計	20,611,740	21,014,093
系統出資	711,230	879,050			
系統外出資	95,010	95,030			
子会社等出資					
(2) 外部出資等損失引当金	△ 1,000	△ 1,000			
7 繰延税金資産	23,831	19,548			
資産の部合計	20,611,740	21,014,093			

## ■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	R4年度	R5年度	科 目	R4年度	R5年度
1 事業総利益	680,688	688,221	(9) 保管事業収益	48,375	43,872
事業収益	2,780,087	3,067,080	(10) 保管事業費用	14,820	14,948
事業費用	2,099,398	2,378,859	保管事業総利益	33,554	28,923
(1) 信用事業収益	139,054	144,570	(11) 利用事業収益	214,362	216,716
資金運用収益	126,645	129,957	(12) 利用事業費用	147,167	134,711
(うち預金利息)	331	283	利用事業総利益	67,195	82,005
(うち受取奨励金)	51,591	51,841	(13) 指導事業収入	69,910	108,331
(うち貸出金利息)	71,076	73,409	(14) 指導事業支出	55,798	96,958
(うちその他受入利息)	3,646	4,422	指導事業収支差額	14,112	11,373
役務取引等収益	6,214	5,725	2 事業管理費	611,124	629,047
その他経常収益	6,193	8,888	(1) 人件費	434,057	437,118
(2) 信用事業費用	10,483	13,049	(2) 業務費	51,002	51,743
資金調達費用	3,923	3,205	(3) 諸税負担金	19,821	20,745
(うち貯金利息)	2,491	2,641	(4) 施設費	105,199	118,602
(うち給付補填備金繰入)	1	0	(5) その他事業管理費	1,042	837
(うち借入金利息)	432	425	事業利益	69,564	59,173
(うちその他支払利息)	997	137	3 事業外収益	16,101	18,539
役務取引等費用	2,372	2,329	(1) 受取雑利息	131	139
その他経常費用	4,187	7,514	(2) 受取出資配当金	8,610	8,607
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 4,674	△ 665	(3) 賃貸料	6,450	6,749
信用事業総利益	128,570	131,521	(4) 雑収入	909	3,042
(3) 共済事業収益	59,475	53,831	4 事業外費用	269	305
共済付加収入	55,442	51,376	(1) 寄付金	205	225
その他の収益	4,033	2,454	(2) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	50	68
(4) 共済事業費用	2,299	2,583	(3) 雑損失	14	11
共済推進費	1,634	1,892	経常利益	85,395	77,407
その他の費用	665	691	5 特別利益	2,716	4,852
共済事業総利益	57,175	51,247	(1) 固定資産処分益		94
(5) 購買事業収益	1,514,857	1,573,968	(2) 一般補助金	500	1,205
購買品供給高	1,449,572	1,493,313	(3) その他の特別利益	1,216	2,552
購買手数料	30,809	34,040	(4) 外部出資等損失引当金戻入	1,000	1,000
修理サービス料	5,589	989	6 特別損失	1,162	1,897
その他の収益	28,886	45,625	(1) 固定資産処分損	162	397
(6) 購買事業費用	1,285,426	1,348,641	(2) 固定資産圧縮損		500
購買品供給原価	1,251,579	1,311,341	(3) 外部出資等損失引当金繰入	1,000	1,000
修理サービス費	1,410	43	税引前当期利益	86,950	80,363
その他の費用	32,437	37,256	法人税・住民税及び事業税	7,536	12,505
(うち貸倒引当金繰入額)		74	過年度法人税、住民税及び事業税	130	△ 1,231
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 2,422		法人税等調整額	5,379	4,282
(うち貸倒損失)		35	法人税等合計	13,046	15,555
購買事業総利益	229,430	225,327	当期剰余金 (又は当期損失金)	73,904	64,807
(7) 販売事業収益	842,804	1,146,808	当期首繰越剰余金 (又は当期首繰越損失金)	45,647	22,058
販売品販売高	686,844	991,345	会計方針の変更による累積的影響額	18,338	
販売手数料	101,757	101,823	遡及処理後当期首繰越剰余金	27,309	
その他の収益	54,202	53,638	税効果積立金取崩額		4,282
(8) 販売事業費用	692,153	988,985	当期未処分剰余金	101,213	91,148
販売品販売原価	645,570	936,045			
販売費	46,556	52,466			
その他の費用	26	473			
(うち貸倒引当金繰入額)	26	473			
販売事業総利益	150,650	157,822			

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	R4年度	R5年度
1 当期末処分剰余金	101,213	91,148
2 剰余金処分別	79,155	69,969
(1) 利益準備金	15,000	13,000
(2) 任意積立金	19,632	14,000
税効果積立金	1,632	
経営基盤強化積立金	18,000	14,000
(3) 出資配当金	9,522	7,969
(4) 事業分量配当金	35,000	35,000
3 次期繰越剰余金	22,058	21,178

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

R4年度	1.20%	R5年度	1.00%
------	-------	------	-------

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

R4年度	3,700	R5年度	3,250
------	-------	------	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

### (1) 税効果積立金

(目的)

この積立金は「税効果積立金」と称し、定款第63条第2項に定める組合事業の改善発達のため、つぎの支出に充てることを目的とする。

- ① 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う、繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ② 税率の引き下げに伴う、繰延税金資産の取り崩しに係る支出
- ③ 上記①～②に類する支出

(積立基準)

当期に発生した法人税等調整額（過年度税効果調整額含む）の残余金額を積み立てる。

(取崩基準)

積立目的の①～③の事由が発生したときは、理事会に付議した上で取り崩すものとする。

### (2) 経営基盤強化積立金

(目的)

この積立金は「経営基盤強化積立金」と称し、政策や会計基準の変更に伴う経営リスクの支出や、将来一定程度見込まれる臨時的支出によって発生する経営危機を回避するために定款第63条第2項に基づく積立金とする。

(積立基準)

毎年度末の自己資本の40%か、前年度末の積立金のいずれか高い額まで積み立てるものとする。積立方法は、毎年度の剰余金処分によって積立をする。

(取崩基準)

つぎの事象が発生した場合に理事会に付議の上、当期発生 of 損失額または、処理をしなければ発生する未処理欠損金相当額のいずれか少ない額を限度に取り崩すことができる。

- ① 減損会計などの会計制度の変更に伴って、損失が発生する場合には、会計制度変更の初年度において発生した損失または未処理欠損金相当額のいずれか低い額。
- ② 金融査定マニュアルなど検査・監査基準の変更によって発生した臨時的損失。
- ③ 経営環境の変化によって人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時損失。
- ④ 債務者が不慮の災害、事故、その他事由により経営継続が困難となった場合に生じた損失。
- ⑤ 農業政策の変更により、担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失。
- ⑥ 農業政策の変更により、JA施設の投資が必要になった場合の支出。
- ⑦ 経営環境の変化並びに天災等による、施設の改修・除去が必要となった場合の臨時損失。
- ⑧ 上記①～⑦までに準ずる損失

## ■ 注記表

～令和4年度 貸借対照表の注記事項～

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①その他の有価証券

〔時価のあるもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

〔時価のないもの〕 移動平均法による原価法。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購入品 売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)。

②販売品 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)。

##### ③その他棚卸資産

〔加工品、原材料〕 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)。

〔貯蔵品〕 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### ②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

##### ③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

## (5) 収益及び費用の計上基準

### ① 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)(以下、収益認識に関する会計基準等)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ・ 購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ・ 利用事業

利用加工・農機利用・共選施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

## (6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

## (7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (8) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

## (9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### ② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

### ③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

## 2. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

#### (収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が358千円、購買事業費用が169千円増加し、購買事業総利益が188千円増加しております。これにより、事業収益が358千円、事業費用が169千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ188千円増加しております。

#### (全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、大豆及び小麦について、従来は集荷した時点(出荷した時点)で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が1,635千円減少し、販売事業総利益が1,635千円減少しております。これにより、事業収益が1,635千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ1,635千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が18,338千円減少しております。

#### (代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が931,383千円、購買事業費用が900,573千円減少しております。これにより、事業収益が931,383千円、事業費用が900,573千円減少しております。

## 3. 表示方法の変更

### (1) 経済事業未収収益・前払費用及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益・前払費用を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 23,831千円

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



## (2)貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金26,949千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

### イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 貸借対照表関係

### (1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳は1,097,854千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物・附属設備	658,440 千円
構築物	34,577 千円
機械・装置	393,897 千円
車輛・運搬具	10,938 千円

### (2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、各種機器については、リース契約により使用しております。

### (3) 担保に供されている資産

以下の資産は、上川町指定金融機関保証金として担保に供しております。

定期預金 1,200 千円

### (4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 — 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 — 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付。

### (5) 債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は11,800千円、危険債権額は207,225千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は219,025千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の

金額です。

## 6. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預け、運用を行っています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金は組合員への貸出金の原資として借入れた北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

##### 市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が23,401千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

### (2) 金融商品の時価に関する事項

#### ①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	13,581,094	13,576,448	△4,646
貸出金	3,974,189		
貸倒引当金(*1)	△22,288		
貸倒引当金控除後	3,951,900	4,095,698	143,797
経済事業未収金	310,383		
経済受託債権	82,126		
その他の経済事業資産(経済事業前払費用を除く)(*2)	385,361		
貸倒引当金	△3,885		
貸倒引当金控除後	773,986	773,986	
資産計	18,306,981	18,446,132	139,150
貯金	18,062,357	18,049,989	△12,367
借入金	81,092	80,213	△878
経済事業未払金	472,085	472,085	
その他の経済事業負債(経済事業前受収益を除く)	23,222	23,222	
負債計	18,638,757	18,625,511	13,246

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)経済事業未収金、経済受託債権、その他の経済事業資産(経済事業前払費用を除く)に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## ②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ロ. 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

#### ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ニ. 経済事業未収金など(経済事業前払費用を除く)

経済事業未収金など(経済事業前払費用を除く)については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

### 【負債】

#### イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金など(経済事業前受収益を除く)

経済事業未払金など(経済事業前受収益を除く)については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

外部出資(*)	806,240 千円
外部出資等損失引当金	-1,000 千円
引当金控除後	805,240 千円

\* 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	13,581,094					
貸出金(*1, 2)	873,104	423,608	379,987	339,794	287,110	1,657,393
経済事業未収金等	778,534					
合計	15,232,732	423,608	379,987	339,794	287,110	1,657,393

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越 160,394千円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 13,191千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	15,965,926	922,622	816,266	92,446	265,095	
借入金(*2)	9,372	9,405	9,127	9,153	9,179	34,853
合計	15,975,298	932,028	825,394	101,599	274,275	34,853

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

7. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△28,958 千円	
① 退職給付費用	△19,166 千円	
② 退職給付の支払額	2,037 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	15,335 千円	
調整額合計	△1,795 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△30,752 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△263,371 千円	
② 特定退職共済制度(JA全国共済会)	232,619 千円	
③ 未積立退職給付債務	△30,752 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△30,752 千円	
⑤ 退職給付引当金	△30,752 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	19,166 千円
--------	-----------

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,642千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、46,896千円となっています。

8. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,434 千円
退職給付引当金	8,506 千円
役員退職慰労引当金	3,267 千円
未払費用否認額	5,901 千円
減価償却超過額(減損損失含む)	6,609 千円
未払事業税等	1,381 千円
その他	1,491 千円
繰延税金資産小計	28,593 千円
評価性引当額	△ 4,762 千円
繰延税金資産合計 (A)	23,831 千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	千円
繰延税金負債合計 (B)	千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	23,831 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66 %
--------	---------

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.74 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.36 %
事業分量配当金	△11.13 %
住民税均等割・事業税率差異等	△0.37 %
各種税額控除等	△1.42 %
評価性引当額の増減	0.96 %
その他	△8.13 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.95 %

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業資産の未収収益には、利用者の施設利用度に応じて、購買品供給高として認識した契約資産358千円が含まれております。

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から掲示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債26,985千円が含まれております。

その他の経済事業負債の前受収益には、利用者の施設利用度に応じて、保管料・出庫料から控除した契約負債11,186千円が含まれております。

10. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく事項

1) 転貸リースの内訳

リース債権及びリース投資資産並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下のとおりです。

リース債権 11,977 千円

リース債務 11,977 千円

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## ■ 注記表

～令和5年度 貸借対照表の注記事項～

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① その他の有価証券

〔時価のあるもの〕 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

〔時価のないもの〕 移動平均法による原価法。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 売価還元法による原価法(値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用)。

② 販売品 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)。

##### ③ その他棚卸資産

〔加工品、原材料〕 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)。

〔貯蔵品〕 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法)を採用しています。

##### ② 無形固定資産

定額法。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### ② 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

##### ③ 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

##### ④ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

##### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

##### ① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

利用加工・農機利用・共選施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計方針の変更

(1) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性



- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) 19,548千円
- ② 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。  
次年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年4月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。  
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。  
よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。  
また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2)貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金26,897千円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- イ 算定方法  
「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
- ロ 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳は1,098,354千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物・附属設備	658,940 千円
構築物	34,577 千円
機械・装置	393,897 千円
車輛・運搬具	10,938 千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、各種機器については、リース契約により使用しております。

(3) 担保に供されている資産

以下の資産は、上川町指定金融機関保証金として担保に供しております。

定期預金 1,200 千円

(4) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額	— 千円
理事および監事に対する金銭債務の総額	— 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

- イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金(担保とされた貯金総額を超えないものに限る)、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。
- ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの。
- ハ 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。)の給付。

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は75,529千円、危険債権額は192,382千円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪

化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額(①及び②の合計額)は267,911千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 5. 金融商品関係

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会等へ預け、運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、借入金には組合員への貸出金の原資として借入れた北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ロ. 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

##### 市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.28%上昇したものと想定した場合には、経済価値が15,619千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	13,767,257	13,759,905	△7,352
貸出金	3,968,292		
貸倒引当金(*1)	△21,623		
貸倒引当金控除後	3,946,668	4,068,867	122,198
経済事業未収金	842,615		
貸倒引当金	△4,430		
貸倒引当金控除後	838,184	838,184	
資産計	18,552,111	18,666,957	114,846
貯金	18,414,051	18,394,283	△19,767
借入金	71,720	70,948	△771
経済事業未払金	473,893	473,893	
負債計	18,959,664	18,939,125	△20,538

(\*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS(金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均(複利計算)と約定時に定めた固定金利を交換するもの)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によります。

ハ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ. 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレート

で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ. 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価格によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ. 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
外部出資	974,080 千円
外部出資等損失引当金	-1,000 千円
引当金控除後	973,080 千円

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	13,767,257					
貸出金(*1. 2)	894,840	420,585	379,393	327,618	289,071	1,645,353
経済事業未収金等(*3)	842,615					
合計	15,504,713	420,585	379,393	327,618	289,071	1,645,353

(\*1)貸出金のうち、当座貸越 77,339千円については、「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(\*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 11,429千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(\*3)経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:千円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	15,965,926	922,622	816,266	92,446	265,095	
借入金(*2)	9,372	9,405	9,127	9,153	9,179	34,853
合計	15,975,298	932,028	825,394	101,599	274,275	34,853

(\*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△30,752 千円	
① 退職給付費用	△20,363 千円	
② 退職給付の支払額	660 千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	14,869 千円	
調整額合計	△4,833 千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△35,585 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△283,950 千円	
② 特定退職共済制度(JA全国共済会)	248,365 千円	
③ 未積立退職給付債務	△35,585 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△35,585 千円	
⑤ 退職給付引当金	△35,585 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用 20,363 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 4,655千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、42,176千円となっています。

7. 税効果関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,474 千円
退職給付引当金	9,842 千円
役員退職慰労引当金	4,106 千円
未払費用否認額	6,022 千円
減価償却超過額(減損損失含む)	6,299 千円
未払事業税等	838 千円
その他	699 千円
繰延税金資産小計	29,283 千円
評価性引当額	△ 9,734 千円
繰延税金資産合計 (A)	19,548 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計 (B)	- 千円
--------------	------

繰延税金資産の純額 (A)+(B) 19,548 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率 27.66 %

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	1.18 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.47 %
事業分量配当金	△12.05 %
住民税均等割・事業税率差異等	△0.42 %
各種税額控除等	△2.16 %
評価性引当額の増減	6.19 %
その他	0.43 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.36 %

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. その他の注記

(1) リース取引に関する会計基準に基づく事項

1) 転貸リースの内訳

リース債権及びリース投資資産並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は以下のとおりです。

リース債権	9,138 千円
リース債務	9,138 千円

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## ■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	R4年度	R5年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	86,950	80,363
減価償却費	75,666	85,795
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	3,030	3,030
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 7,022	△ 51
賞与引当金の増加額(△は減少)	140	144
退職給付引当金の増加額(△は減少)	1,793	4,833
信用事業資金運用収益	△ 126,645	△ 129,957
信用事業資金調達費用	3,923	3,205
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 8,741	△ 8,747
固定資産売却損益(△は益)		△ 94
固定資産除去損	162	397
固定資産圧縮損		500
一般補助金		△ 500
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	△ 18,168	5,897
預金の純増(△)減	△ 518,370	557,000
貯金の純増減(△)	468,147	351,693
信用事業借入金の純増減(△)	△ 9,339	△ 9,372
その他の信用事業資産の純増(△)減	3,336	△ 497
その他の信用事業負債の純増減(△)	21,312	6,210
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	4,084	△ 2,963
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 383	△ 1,038
その他の共済事業資産の純増(△)減	198	△ 6
その他の共済事業負債の純増減(△)	△ 26	17
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 42,169	36,519
経済受託債権の純増(△)減	22,611	△ 24,867
棚卸資産の純増(△)減	△ 20,068	19,882
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	97,168	△ 20,659
経済受託債務の純増減(△)	△ 6,253	25,740
その他経済事業資産の純増(△)減	△ 18,937	△ 3,086
その他経済事業負債の純増減(△)	5,664	△ 5,323
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	△ 7,598	18,330
その他の資産の純増(△)減	15,614	3,566
その他の負債の純増減(△)	△ 18,533	2,293
信用事業資金運用による収入	127,769	130,432
信用事業資金調達による支出	△ 3,954	△ 3,103
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 23,000	△ 35,000
小 計	108,358	1,017,543
雑利息及び出資配当金の受取額	8,741	8,747
法人税等の支払額	△ 21,402	△ 6,303
過年度訴求会計適用による影響額	△ 18,338	
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>77,359</b>	<b>1,019,986</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
補助金の受入による収入		500
固定資産の取得による支出	△ 137,322	△ 93,641
固定資産の売却による収入		94
外部出資による支出		△ 167,960
外部出資の売却等による収入		120
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 137,322</b>	<b>△ 260,886</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資の増額による収入	26,873	18,899
出資の払戻による支出	△ 5,923	△ 14,539
持分の譲渡による収入	5,721	7,170
持分の取得による支出	△ 5,721	△ 8,097
出資配当金の支払額	△ 9,315	△ 9,522
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>11,634</b>	<b>△ 6,089</b>
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
<b>5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）</b>	<b>△ 48,329</b>	<b>753,009</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>662,320</b>	<b>613,991</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>613,991</b>	<b>1,367,001</b>

■ 部門別損益計算書  
【R4年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	2,888,840	139,054	59,475	2,620,399		69,910	
事業費用 ②	2,208,151	10,483	2,299	2,139,569		55,798	
事業総利益③ (①-②)	680,688	128,570	57,175	480,830		14,112	
事業管理費④	611,124	81,410	39,210	418,777		71,725	
人件費	434,057	56,809	32,732	281,324		63,190	
業務費	51,002	17,620	2,925	26,670		3,786	
諸税負担金	19,821	1,809	1,025	15,406		1,580	
施設費	105,199	5,040	2,436	94,691		3,029	
うち減価償却費⑤	75,666	2,385	1,068	71,199		1,012	
その他事業管理費	1,042	130	89	684		138	
うち共通管理費等⑥		16,213	9,472	63,821		10,635	△ 100,143
うち減価償却費⑦		873	645	4,765		1,005	△ 7,289
事業利益 ⑧ (③-④)	69,564	47,159	17,965	62,052		△ 57,613	
事業外収益 ⑨	16,101	4,593	1,749	9,724		34	
うち共通分 ⑩		4,593	1,749	8,907			△ 15,250
事業外費用 ⑪	269	81	30	157			
うち共通分 ⑫		81	30	157			△ 269
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	85,395	51,671	19,684	71,619		△ 57,579	
特別利益 ⑭	2,716	818	311	1,586			
うち共通分 ⑮		818	311	1,586			△ 2,716
特別損失 ⑯	1,162	301	114	746			
うち共通分 ⑰		301	114	584			△ 1,000
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	86,950	52,188	19,881	72,459		△ 57,579	
営農指導事業分配賦額 ⑲		7,997	5,913	43,668			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	86,950	44,190	13,967	28,791			

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【R5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,288,100	144,570	53,831	2,981,366		108,331	
事業費用 ②	2,599,879	13,049	2,583	2,487,287		96,958	
事業総利益③ (①-②)	688,221	131,521	51,247	494,078		11,373	
事業管理費④	629,047	82,215	36,853	436,269		73,709	
人件費	437,118	56,758	30,265	285,362		64,732	
業務費	51,743	17,722	2,887	27,444		3,688	
諸税負担金	20,745	1,914	1,087	16,058		1,684	
施設費	118,602	5,717	2,541	106,850		3,493	
うち減価償却費⑤	85,795	2,831	836	81,230		896	
その他事業管理費	837	103	70	553		109	
うち共通管理費等⑥		17,775	9,482	65,030		11,089	△ 103,378
うち減価償却費⑦		772	570	4,213		889	△ 6,444
事業利益 ⑧ (③-④)	59,173	49,305	14,394	57,809		△ 62,335	
事業外収益 ⑨	18,539	6,192	1,797	10,548			
うち共通分 ⑩		6,158	1,797	9,595			△ 17,551
事業外費用 ⑪	305	107	31	166			
うち共通分 ⑫		107	31	166			△ 305
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	77,407	55,391	16,160	68,191		△ 62,335	
特別利益 ⑭	4,852	1,493	436	2,922			
うち共通分 ⑮		1,493	436	2,327			△ 4,257
特別損失 ⑯	1,897	382	111	1,402			
うち共通分 ⑰		382	111	596			△ 1,090
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	80,363	56,502	16,485	69,711		△ 62,334	
営農指導事業分配賦額 ⑲		8,658	6,401	47,275			
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	80,363	47,844	10,083	22,435			

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

R 4 年度	共通管理費等	1、人件費 (1) 役員報酬 ・信用担当理事を除く役員 事業利益割 (役員報酬配分前) ・信用担当理事 信用 70%、共済 30% (2) 職員人件費 (人頭割) ・正職員 1.0 ・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1
	営農指導事業	2、人件費以外の共通管理費 部門確定金額以外は人頭割配分 人頭割配分 ・正職員 1.0 ・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1
R 5 年度	共通管理費等	1、人件費 (1) 役員報酬 ・信用担当理事を除く役員 事業利益割 (役員報酬配分前) ・信用担当理事 信用 70%、共済 30% (2) 職員人件費 (人頭割) ・正職員 1.0 ・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1
	営農指導事業	2、人件費以外の共通管理費 部門確定金額以外は人頭割配分 人頭割配分 ・正職員 1.0 ・準職員 月給者0.5、時給6時間以上0.3、6時間未満0.1

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
R 4 年度	共通管理費等	16.19%	9.46%	63.73%		10.62%	100.0%
	信用担当理事	70.00%	30.00%				100.0%
	信担除く役員	30.30%	11.50%	58.20%			100.0%
	役員報酬以外	11.98%	8.85%	65.38%		13.79%	100.0%
	営農指導事業	13.89%	10.27%	75.84%			100.0%
R 5 年度	共通管理費等	17.19%	9.17%	62.91%		10.73%	100.0%
	信用担当理事	70.00%	30.00%				100.0%
	信担除く役員	35.40%	10.30%	54.30%			100.0%
	役員報酬以外	11.98%	8.85%	65.37%		13.80%	100.0%
	営農指導事業	13.89%	10.27%	75.84%			100.0%

3. 部門別の資産

		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
R 4	事業別の資産	20,611,740	17,904,298	1,299	1,666,037		916	1,039,188
	総資産(共通資産配分後)	20,611,740	18,028,793	93,267	2,345,459		144,220	
	(うち固定資産)	557,590	18,528	9,172	517,083		12,806	
R 5	事業別の資産	21,014,093	18,100,347	923	1,732,692		1,134	1,178,995
	総資産(共通資産配分後)	21,014,093	18,241,590	105,264	2,503,401		163,836	
	(うち固定資産)	748,162	22,481	12,101	695,788		17,790	



## Ⅲ. 信用事業

### 1. 信用事業の考え方

#### ① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行っております。

#### ② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

##### ◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

##### ◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

##### ◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

##### ◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

## 2. 信用事業の状況

### 利益総括表

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増減
資金運用収支	122	126	4
役員取引等収支	3	3	
その他信用事業収支	2	1	-1
信用事業粗利益	126	130	4
信用事業粗利益率	0.7193	0.7354	0.0161
事業粗利益	633	695	62
事業粗利益率	2.8102	3.0441	0.2339
事業純益	22	66	44
実質事業純益	22	66	44
コア事業純益	22	66	44
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	22	66	44

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く)  
+ 金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100]

### 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	R4年度			R5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	17,491	60	0.34	17,563	63	0.36
うち預金	13,347		0.00	13,488		0.00
うち有価証券						
うち貸出金	4,144	59	1.44	4,075	63	1.54
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	18,554	3	0.02	18,781	3	0.02
うち貯金・定期積金	18,436	2	0.01	18,667	3	0.01
うち借入金	118	0	0.37	114		0.37
総資金利ざや			-0.11			-0.09

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経费率)]

注2) 経费率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積金 + 借入金)平均残高 × 100]

#### 四 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	R4年度増減額	R5年度増減額
受取利息	0	3
うち預金	0	0
うち有価証券		
うち貸出金	0	3
支払利息	0	0
うち貯金・定期積金	0	0
うち譲渡性貯金		
うち借入金	0	0
差引	0	3

注1) 増減額は前年度対比です

#### 四 利益率

(単位:%)

	R4年度	R5年度	増減
総資産経常利益率	0.379	0.339	-0.040
資本経常利益率	5.451	4.848	-0.603
総資産当期純利益率	0.328	0.284	-0.044
資本当期純利益率	4.717	4.059	-0.658

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### 3. 貯金に関する指標

#### 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
流動性貯金	8,696 (47.2%)	9,047 (48.5%)	351
定期性貯金	9,510 (51.6%)	9,501 (50.9%)	-8
その他の貯金	207 ( 1.1%)	93 ( 0.4%)	-114
計	18,414 (100%)	18,642 (100%)	227
譲渡性貯金	0 ( %)	0 ( %)	
合計	18,414 (100%)	18,642 (100%)	227

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3) ( )内は構成比です。

#### 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
定期貯金	9,613 (100%)	9,714 (100%)	101
うち固定金利定期	9,612 (99.9%)	9,714 (99.9%)	101
うち変動金利定期	0 ( 0.1%)	0 ( 0.1%)	

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ( )内は構成比です。

#### 貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
組合員貯金	10,730 [59.4%]	10,733 [58.3%]	3
組合員以外の貯金	7,332 [40.6%]	7,680 [41.7%]	348
うち地方公共団体	4,522 (61.7%)	4,866 (63.3%)	344
うちその他非営利法人	116 ( 1.6%)	120 ( 1.6%)	4
うちその他員外	2,693 (36.7%)	2,693 (35.1%)	
合計	18,062	18,414	351

注1) [ ]( )内は構成比です。

#### 4. 貸出金等に関する指標

##### ■ 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度	増 減
手形貸付	162	167	5
証書貸付	3,717	3,640	-77
当座貸越	264	270	6
割引手形			
合 計	4,145	4,079	-65

##### ■ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
固定金利貸出残高	2,754	2,815	61
固定金利貸出構成比	69.32%	70.96%	1.64%
変動金利貸出残高	1,219	1,152	-68
変動金利貸出構成比	30.68%	29.04%	-1.64%
残 高 合 計	3,974	3,968	-5

##### ■ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
組合員貸出	2,693 [67.8%]	2,744 [69.2%]	50
組合員以外の貸出	1,280 [32.2%]	1,223 [30.8%]	-56
うち地方公共団体	1,264 (98.8%)	1,211 (99.0%)	-52
うちその他非営利法人	( )	( )	
うちその他員外	16 (1.2%)	12 (1.0%)	-3
合 計	3,974	3,968	-5

注1) [ ]( )内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度	増 減
貯 金 等	26	69	42
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計	26	69	42
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	1,966	1,859	-106
そ の 他 保 証	42	51	9
計	2,008	1,910	-98
信 用	1,938	1,989	50
合 計	3,974	3,968	-5

## 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度	増 減
貯 金 等	4	4	
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	29	29	
そ の 他 担 保 物	12	12	
計	45	45	
信 用			
合 計	45	45	

## 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	R4年度	R5年度	増 減
設 備 資 金 残 高	2,356	2,213	-139
設 備 資 金 構 成 比	59.33%	55.86%	-3.47%
運 転 資 金 残 高	1,615	1,749	135
運 転 資 金 構 成 比	40.67%	44.14%	3.47%
残 高 合 計	3,974	3,968	-5

## 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

		R4年度	R5年度	増 減
農	業	2,072 ( %)	2,023 ( %)	-48
林	業	( %)	( %)	
水	産 業	( %)	( %)	
製	造 業	( %)	( %)	
鉱	業	( %)	( %)	
建	設 業	15 ( %)	14 ( %)	-1
電	気・ガ	( %)	( %)	
運	輸・通	3 ( %)	3 ( %)	
卸	売・小	( %)	( %)	
金	融・保	( %)	( %)	
不	動 産	( %)	( %)	
サ	ー ビ	2 ( %)	1 ( %)	-1
地	方 公	1,264 ( %)	1,211 ( %)	-52
そ	の 他	615 ( %)	714 ( %)	98
合	計	3,974 ( %)	3,968 ( %)	-5

注1) ( )内は構成比です

## 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		R4年度	R5年度	増 減
貯 貸 率	期 末	22.00%	21.55%	-0.45%
	期 中 平 均	22.51%	21.88%	-0.63%
貯 証 率	期 末			%
	期 中 平 均			%

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## ■ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	R4年度	R5年度	増 減
農 業	1,963	1,999	35
穀 作	443	439	-3
野 菜 ・ 園 芸	387	401	13
果 樹 ・ 樹 園 農 業			
工 芸 作 物			
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	684	645	-38
養 鶏 ・ 養 卵			
養 蚕			
そ の 他 農 業	447	511	64
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	1,963	1,999	35

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

### 2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	R4年度	R5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,568	1,645	77
農 業 制 度 資 金	394	353	-41
農 業 近 代 化 資 金	152	142	-9
そ の 他 制 度 資 金	242	210	-31
合 計	1,963	1,999	35

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	R4年度	R5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	555	546	-9
そ の 他	10	7	-2
合 計	566	554	-11

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。



## 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

	債権額	保 全 額			合 計
		担 保	保 証	引 当	
<b>【R4年度】</b>					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11	0		11	11
危険債権	207	189	17		207
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	219	189	17	11	219
正常債権	3,810				
合計	4,029				
<b>【R5年度】</b>					
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75	27	36	11	75
危険債権	192	150			150
要管理債権					
三月以上延滞債権					
貸出条件緩和債権					
小計	267	177	36	11	225
正常債権	3,755				
合計	4,023				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 6. 有価証券に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度	増 減
国 債	該当する取引はありません		
地 方 債			
社 債			
株 式			
そ の 他 の 証 券			
合 計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

### 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度	増 減
商 品 国 債	該当する取引はありません		
商 品 地 方 債			
商 品 政 府 保 証 債			
貸 付 商 品 債 券			
合 計			

### 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
R4年度								
国 債	該当する取引はありません							
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								
R5年度								
国 債	該当する取引はありません							
地 方 債								
社 債								
株 式								
そ の 他 の 証 券								

## 7. 有価証券等の時価情報

### ■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	該当する取引はありません			

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	R4年度			R5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	該当する取引はありません					
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	R4年度			R5年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式	該当する取引はありません					
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

## ■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	該当する取引はありません			

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度					R5年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	該当する取引はありません									

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	R4年度					R5年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託	該当する取引はありません									

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## ■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分		R4年度					期末残高
		期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		15	14		15	-1	14
個別貸倒引当金		18	11		18	-7	11
合 計		33	26		33	-8	26

区 分		R5年度					期末残高
		期首残高	当期繰入額	当期取崩額		純繰入額 (▲純取崩額)	
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金		14	14		14		14
個別貸倒引当金		11	12		11	1	12
合 計		26	26		26	1	26

## 9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度
貸出金償却額	—	—

## IV. その他の事業

### 1. 営農指導事業

項 目		R4年度	R5年度
収入	賦課金	12	11
	実費収入	8	9
	受託指導収入	29	26
	家畜登録収益	3	3
	指導受入補助金	16	58
	計	69	108
支出	営農改善指導費	30	28
	教育情報費	5	6
	生活改善費	0	1
	家畜登録費	2	2
	指導支払補助金	16	58
	貸倒引当金戻入益		0
	計	55	96

### 2. 共済事業

#### ● 長期共済保有高

(単位:百万円)

		R4年度		R5年度	
		新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命系	終身共済	107	11,377	56	10,724
	定期生命共済	20	78	—	76
	養老生命共済	56	5,111	40	4,462
	こども共済	10	1,085	10	961
	医療共済	—	20	7	22
	がん共済	—	40	—	39
	定期医療共済	—	69	—	69
	介護共済	1	33	—	33
	年金共済	—	590	—	555
建物更生共済		714	8,694	443	8,571
住宅建築共済					
農機具更新共済					
合 計		899	26,014	546	24,553

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	R4年度		R5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	—	4	—	4
	9	17	3	21
がん共済	0	1	0	1
定期医療共済	—	0	—	0
合計	0	6	0	6
	9	17	3	21

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	R4年度		R5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	1	43	—	43
認知症共済	—	—	—	—
生活障害共済(一時金型)	—	5	—	5
生活障害共済(定期年金型)	—	7	—	7
特定重度疾病共済	3	30	—	28
合計	4	87	—	84

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	R4年度		R5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	1	110	0	104
年金開始後	—	78	—	77
合計	1	188	0	181

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:百万円)

	R4年度	R5年度
火災共済	6,213	6,115
自動車共済	91	88
傷害共済	5,178	8,818
団体定期生命共済	—	—
農機具損害共済	—	—
定額定期生命共済	—	—
賠償責任共済	0	0
自賠償共済	11	11
合計	11,495	15,034

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠償共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

## IV. その他の事業

### 3. 販売事業

(単位:千円)

		R4年度		R5年度	
		数量	金額	数量	金額
農産物	米	110,140.0 俵	1,278,349	98,135.0 俵	1,295,963
	大豆	3,936.0 俵	39,696	3,751.0 俵	35,876
	小豆類	28.0 俵	904	24.0 俵	583
	小麦	1,129.0 俵	4,252	959.0 俵	3,999
	雑穀	t		t	
	そば	5,066.0 俵	59,900	5,338.0 俵	65,399
	飼料作物	5,173.0 t	90,459	4,711.0 t	60,639
	大根	3,247.0 t	411,986	2,492.0 t	339,107
	馬鈴薯	878.0 t	60,361	816.0 t	71,997
	にんじん	129.0 t	97,323	67.0 t	71,938
	かぼちゃ	65.0 t	5,342	50.0 t	6,055
	アスパラ	12.0 t	13,046	8.0 t	9,457
	ピーマン	8.0 t	1,582	t	
	トマト	60.0 t	37,367	54.0 t	34,325
	きゅうり	242.0 t	51,590	252.0 t	68,241
	米なす	12.0 t	5,110	10.0 t	4,048
	インゲン	1.0 t	1,505	1.0 t	1,628
	果実	7.0 t	3,776	7.0 t	3,255
	花卉	73,877 本	5,322	72,957 本	6,341
	小ねぎ	3.0 t	4,002	2.0 t	3,397
	その他		8,841		9,590
	買取品(加工含む)		249,227		452,766
	小計		2,429,950		2,544,605
きのこ	えのき茸	111.0 t	31,139	110.0 t	34,646
	なめこ	640.0 t	257,405	664.0 t	251,974
	舞茸	505.0 t	301,462	503.0 t	309,156
	しいたけ他	34.0 t	60,904	50.0 t	59,412
	買取品(加工含む)		434,612		523,194
小計		1,085,523		1,178,382	
畜産物	生乳	7,418.0 t	721,849	7,107.0 t	766,783
	乳用牛	823 頭	83,574	742 頭	76,281
	肉用牛	3,147 頭	1,246,968	3,084 頭	1,131,227
	豚	3,118 頭	129,710	2,350 頭	110,554
	買取品(加工含む)		3,005		15,384
小計		2,185,106		2,100,231	
合計		5,700,581		5,823,231	



#### 4. 保管・利用・加工事業

##### ● 保管事業

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
燃料・光熱費等	2,465	2,444	保管料	37,445	34,678
修繕費等	2,601	1,982	出庫料	10,029	8,893
機械リース料	17	8	雑収益	900	300
予防費					
雑費	9,737	10,512			
合計	14,820	14,948	合計	48,375	43,872

##### ● 利用事業(利用加工事業)

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
労務費等	4,322	4,535	精米料	1,555	1,566
燃料・光熱費等	3,458	2,776	利用料	53,602	47,267
修繕費等	304	189	農産物検査収益	10,044	9,007
色選諸費用	25,618	19,291	雑収益	762	719
農産物検査費用	5,473	5,020			
雑費	1,801	151			
合計	40,978	31,964	合計	65,964	58,560

##### ● 利用事業(農機利用事業)

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
燃料・光熱費等	41	32	利用料	6,219	5,589
修理整備費等	3,928	369	シヨベル利用料	161	330
保険料	17	7	雑収益	214	398
賃貸・移動料	259	212			
シヨベル等	436	196			
雑費	26	36			
合計	4,710	855	合計	6,595	6,318

##### ● 利用事業(共選施設事業)

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
労務費等	10,867	12,022	きのこ利用料	6,403	6,469
派遣経費	2,120	1,503	そ菜利用料	10,201	11,983
燃料・光熱費等	13,751	14,897	アスパラ利用料	1,978	1,708
修繕費等	2,283	3,957	大根利用料	17,480	27,201
資材・消耗備品費	7,439	8,554	馬鈴薯利用料	17,533	17,622
リース・賃貸料	304	199	施設利用料	1,573	1,520
管理料	1,390		雑収益等	1,615	1,531
保険料	80	89			
雑費	1,334	1,353			
合計	39,573	42,579	合計	56,786	68,077

## ● 利用事業(おが粉堆積施設事業)

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
期首棚卸	46,355	39,811	おが粉販売収入	57,917	55,487
作業委託費	10,800	10,800			
光熱費	322	333			
資材費	6				
修繕費		38			
事業費	17	20			
おが粉購入費	39,017	36,816			
期末棚卸	△ 39,811	△ 33,613			
合計	56,708	54,207	合計	57,917	55,487

## ● 利用事業(施設利用事業)

(単位:千円)

費用	R4年度	R5年度	収益	R4年度	R5年度
堆肥施設管理費	3,843	4,115	堆肥施設利用料	4,679	5,361
糶乾燥施設管理費			糶乾燥施設利用料	863	793
その他管理費	1,355	992	きのこ施設利用料	10,765	9,838
貸倒引当金戻入益	△ 2	△ 3	ハウスリース料	9,463	10,948
			その他利用料	1,324	1,331
合計	5,196	5,104	合計	27,097	28,272

## 5. 購買事業

(単位:千円)

		R4年度	R5年度
生産資材	飼料	639,184	724,449
	肥料	256,015	322,774
	農薬	111,310	125,313
	温床資材	69,719	52,524
	包装資材	172,232	154,946
	農機具	152,490	132,837
	自動車	6,161	9,665
	種苗	83,093	75,581
	その他資材	284,143	324,339
	小計	1,774,352	1,922,433
給油所	ハイオク	9,152	9,963
	レギュラー	125,497	130,695
	営農灯油	73,972	67,672
	家庭用灯油	158,901	150,760
	軽油	149,626	147,688
	その他油類	42,831	49,055
	その他給油購買品	24,540	26,922
	プロパンガス	21,722	21,424
小計	606,245	604,182	
合計	2,380,597	2,526,615	

## V. 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項 目	R 4 年度	R 5 年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,581	1,603
うち、出資金及び資本準備金の額	800	801
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	832	852
うち、外部流出予定額 (△)	-44	-42
うち、上記以外に該当するものの額	-7	-8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	14
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,596	1,618
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) の額の合計額	0	1
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	1
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	0	1
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	1,596	1,616
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	7,395	7,962
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,228	1,243
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	8,623	9,206
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	18.50%	17.55%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	R4年度			R5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	84	—	—	93	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,270	—	—	1,217	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,628	2,725	109	13,815	2,763	110
法人等向け	399	399	15	486	441	17
中小企業等向け及び個人向け	96	52	2	96	54	2
抵当権付住宅ローン	63	21	0	89	31	1
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	12	0	0	12	0	0
取立未済手形	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等保証付	1,969	194	7	1,862	184	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	229	229	9	397	397	15
(うち出資等のエクスポージャー)	229	229	9	397	397	15
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—

上記以外	2,883	3,770	150	2,963	4,090	163
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	576	1,442	57	744	1,861	74
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	23	57	2	19	48	1
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,283	2,271	90	2,199	2,179	87
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	20,637	7,395	295	21,035	7,962	318
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	20,637	7,395	295	21,035	7,962	318

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	所要 自己資本額 b=a×4%
	a		a	
	1,228	49	1,243	49
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計	所要 自己資本額 b=a×4%
	a		a	
	8,623	344	9,206	368

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	



② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	R4年度				R5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法人	農業	1,321	1,321	—	—	1,316	1,316	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	13,581	—	—	—	13,767	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	1,270	1,270	—	—	1,217	1,217	—	—
	上記以外	846	39	—	—	1,221	79	—	—
個人	1,352	1,352	—	12	1,366	1,366	—	—	
その他	2,264	45	—	—	2,146	45	—	—	
業種別残高計	20,637	4,030	—	12	21,035	4,024	—	—	
1年以下	13,859	278	—	—	14,137	369	—	—	
1年超3年以下	234	234	—	—	253	253	—	—	
3年超5年以下	397	397	—	—	334	334	—	—	
5年超7年以下	413	413	—	—	442	442	—	—	
7年超10年以下	872	872	—	—	819	819	—	—	
10年超	1,616	1,616	—	—	1,624	1,624	—	—	
期限の定めのないもの	3,243	217	—	—	3,423	179	—	—	
残存期間別残高計	20,637	4,030	—	—	21,035	4,024	—	—	
信用リスク期末残高	20,637	4,030	—	—	21,035	4,024	—	—	
信用リスク平均残高	17,397	4,145	—	—	17,467	4,079	—	—	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	R4年度						R5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	15	14	-	15	-1	14	14	14		14		14
個別貸倒引当金	18	11	-	18	-7	11	11	12		11	1	12

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	R4年度							R5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業												
	林業												
	水産業												
	製造業												
	鉱業												
	建設・不動産業												
	電気・ガス・熱供給・水道業												
	運輸・通信業												
	金融・保険業												
	卸売・小売・飲食・サービス業												
上記以外													
個人	18	11		18	11		11	12		11	12		
業種別計	18	11		18	11		11	12		11	12		

注1) 国外のエクスポートは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		R4年度	R5年度
信用 リス ク削 減効 果勘 案後 残高	リスク・ウェイト0%	1,411	1,407
	リスク・ウェイト2%		
	リスク・ウェイト4%		
	リスク・ウェイト10%	1,945	1,846
	リスク・ウェイト20%	13,631	13,818
	リスク・ウェイト35%	62	89
	リスク・ウェイト50%	21	31
	リスク・ウェイト75%	64	59
	リスク・ウェイト100%	2,898	3,017
	リスク・ウェイト150%		
	リスク・ウェイト250%	599	764
	その他		
リスク・ウェイト 1250%			
自己資本控除額			
合 計		20,637	21,035

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないうリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機 関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第 一種金融商品取 引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	45	—
中小企業等向け及 び個人向け	1	10	0	20
抵当権付住宅 ローン	—	—	—	—
不動産取得等事 業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関 連	—	—	—	—
上記以外	—	2	7	1
合 計	1	12	53	21

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

- ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価  
(単位:百万円)

	R4年度		R5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	806	806	1,141	1,141
合計	806	806	1,141	1,141

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

- ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益  
(単位:百万円)

R4年度			R5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

- ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

R4年度		R5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

R4年度		R5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	R4年度	R5年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明  
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明  
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度  
毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明  
当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。  
また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
△EVEの前事業年度末からの変動要因は、次のとおりです。  
上方パラレルシフトの減少: 貸出金の減少  
スティープ化の減少: 長期固定金利の貸出金の減少
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。

#### ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点  
特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$



② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	60	81	56	50
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	57	67		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	12	19		
6	短期金利低下	23	15		
7	最大値	60	81	56	50
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1,616		1,596	

○ 必要に応じて、用語説明として、以下の内容を記載することが考えられる。

- ・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## VI. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	23	3

(注1)対象役員は、理事10名、監事3名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員10人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職したした者も含めております。

(注2)「同等額」は、令和5年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としており

(注3)令和5年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

### 3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありせん。

## VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年5月27日  
上川中央農業協同組合  
代表理事組合長 大村 正利

## Ⅷ. 沿革・歩み

本組合は、愛別村農業協同組合(昭和23年3月20日設立)と上川村農業協同組合(昭和23年4月8日設立)が母体となっております。近年の農協法改正等により、近隣のみならず広域合併が全国的に進められてきており、両農協も組合員・組合を守るためには避けて通れないものとなりました。

平成17年度には当麻・比布・東川との5JA合併検討委員会を発足しましたが、基本となる方針等の合意が得られず、平成18年4月に2JAによる合併検討委員会を発足することとなりました。

翌年には合併推進委員会、同年10月に設立委員会を発足し、新JA設立に向け協議を繰り返して参りました。

このことにより、愛別・上川両JAは平成20年1月31日をもって解散することとなり、60年にもおよぶ歴史に幕を下ろし、平成20年2月1日新生『上川中央農業協同組合』が誕生・発足しました。

昭和 23 年	3 月	愛別村農業協同組合設立
	4 月	上川村農業協同組合設立
平成 17 年	4 月	上川中央部5JA合併検討委員会
平成 18 年	4 月	2JA合併検討委員会発足
平成 19 年	4 月	2JA合併推進委員会発足
	10 月	2JA臨時総会(合併承認)
		上川中央農業協同組合設立委員会発足
平成 20 年	1 月	愛別町農業協同組合解散
		上川町農業協同組合解散
	2 月	上川中央農業協同組合設立
平成 21 年	3 月	第1回通常総会開催(第2期役員改選)
平成 22 年	4 月	第2回通常総会開催(第1次中期経営3ヵ年計画樹立)
平成 23 年	4 月	第3回通常総会開催
	6 月	第1回臨時総会開催
平成 24 年	4 月	第4回通常総会開催(第3期役員改選)
平成 25 年	4 月	第5回通常総会開催(第2次中期経営3ヵ年計画樹立)
平成 26 年	4 月	第6回通常総会開催
平成 27 年	4 月	第7回通常総会開催(第4期役員改選)
平成 28 年	3 月	第8回通常総会開催(第3次中期経営3ヵ年計画樹立)
平成 29 年	4 月	第9回通常総会開催
平成 30 年	4 月	第10回通常総会開催(第5期役員改選)
平成 31 年	4 月	第11回通常総会開催(第4次中期経営3ヵ年計画樹立)
令和 2 年	4 月	第12回通常総会開催
	6 月	第1回臨時総会開催
令和 3 年	4 月	第13回通常総会開催(第6期役員改選)
令和 4 年	4 月	第14回通常総会開催(第5次中期経営3ヵ年計画樹立)
令和 5 年	4 月	第15回通常総会開催
令和 6 年	4 月	第16回通常総会開催(第7期役員改選)

## 2. トピックス(R5年度)

### 【2月】

- 27 自己査定結果監事会・内部監査室報告  
第1回定例理事会  
第1回監事会
- 28 JA女性部上川支部定期総会

### 【3月】

- 1 JA青年部定期総会
- 6 決算監事監査 ～10(5日間)
- 8 JA女性部愛別支部定期総会
- 9 令和5年度役員報酬審議会
- 10 第2回監事会
- 13 第1回合同委員会(総務金融・営農経済)
- 16 第2回定例理事会  
第3回監事会
- 22 地区別懇談会 ～28(11回)

### 【4月】

- 5 第15回通常総会  
第4回監事会  
第1回臨時理事会  
第1回農家経済対策委員会
- 20 内部監査(営農部振興) ～22(2日間)
- 27 第3回定例理事会

### 【5月】

- 18 内部監査(総務部) ～19(2日間)
- 25 第4回定例理事会  
第5回監事会

### 【6月】

- 5 第1四半期監事監査 ～6(2日間)
- 6 第6回監事会
- 27 内部監査(営農部販売) ～28(2日間)  
第5回定例理事会

### 【7月】

- 20 内部監査(金融部) ～21(2日間)  
第1回営農経済専門委員会
- 27 第6回定例理事会  
第7回監事会
- 31 第2四半期棚卸実査

### 【8月】

- 23 第1回企画会議

- 26 第51回上川地区組合員大感謝祭
- 28 内部監査(購買部) ～29(2日間)  
第7回定例理事会

### 【9月】

- 1 第12回愛別地区組合員大感謝祭
- 4 第2回営農経済専門委員会
- 8 第2回農家経済対策委員会
- 11 第2四半期監事監査 ～13(3日間)
- 13 第8回監事会
- 27 第8回定例理事会

### 【10月】

- 25 役員道外視察研修 ～28(4日間)
- 27 第9回定例理事会
- 31 第3四半期棚卸実査

### 【11月】

- 7 JA北海道大会実践フォーラム
- 16 内部監査(金融部) ～17(2日間)
- 20 第2回企画会議
- 21 第3回営農経済専門委員会  
第1回資産評価委員会
- 24 第10回定例理事会  
第9回監事会  
役職員コンプライアンス研修会
- 28 内部監査(購買部) ～29(2日間)  
JA北海道中央会経営監査 ～29(2日間)

### 【12月】

- 4 第3四半期監事監査 ～7(4日間)  
第10回監事会
- 8 第3回農家経済対策委員会
- 15 役員協議会
- 21 第4回農家経済対策委員会
- 25 第11回定例理事会

### 【1月】

- 17 内部監査無通告監査 ～18(2日間)
- 22 内部監査(総務部)
- 25 第1回役員推薦会議
- 26 第12回定例理事会  
第11回監事会  
第5回農家経済対策委員会
- 31 決算棚卸実査

## IX. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

### <組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目
<b>●概況及び組織に関する事項</b>	
○業務の運営の組織	I-3④
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
<b>●主要な業務の内容</b>	
○主要な業務の内容	I-2
<b>●主要な業務に関する事項</b>	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
<b>●業務の運営に関する事項</b>	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
<b>●組合の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
○貸出金償却の額	III-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

### <連結(組合及び子会社等) 農業協同組合法施行規則第205条関係>

開示項目	記載項目
<b>●組合及びその子会社等の概況</b>	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI-1(1)
○組合の子会社等に関する事項	VI-1(2)
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
<b>●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの</b>	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2

開示項目	記載項目
<b>○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況</b>	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
・純資産額	
・総資産額	
・連結自己資本比率	
<b>●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの</b>	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI-3
○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI-4
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	VI-7
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(7)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(8)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(9)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	VI-7(8)②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(9)
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)②